

## 議 事 日 程 第 4 号

平成25年3月1日(金) 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	佐藤	兵	議員	2番	高橋	義和	議員
3番	小久保	広信	議員	4番	我妻	徳雄	議員
5番	木村	芳浩	議員	6番	高橋	嘉門	議員
7番	小島	卓二	議員	8番	高橋	壽	議員
9番	白根澤	澄子	議員	10番	佐藤	忠次	議員
11番	遠藤	正人	議員	12番	堤	郁雄	議員
13番	工藤	正雄	議員	14番	齋藤	千恵子	議員
15番	島軒	純一	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	相田	克平	議員	18番	渋間	佳寿美	議員
19番	相田	光照	議員	20番	中村	圭介	議員
21番	山村	明	議員	22番	鈴木	章郎	議員
23番	山田	富佐子	議員	24番	佐藤	弘司	議員

欠席議員(なし)

---

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前 9時00分 開 議

- 佐藤 兵議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員23名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 佐藤 兵議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可します。  
一つ、新文化複合施設整備事業に関する説明  
会について外1点、22番鈴木章郎議員。  
〔22番鈴木章郎議員登壇〕（拍手）  
○22番（鈴木章郎議員） おはようございます。  
私から2つについて御質問いたします。

昨年の10月定例会の質問で新文化複合施設の建設地をまちの広場としたことに中部地区地元住民よりまちの広場に建設反対署名並びに要望書が提出されましたが、市民が主役の市政、行政と市民の信頼関係が大事だと言っておられた市長が昨年の8月と9月に説明会や座談会で反対意見等が多かった等、まちの広場への建設は到底市民に理解されていない現況であり、このまま強引に事を進めれば行政と市民との信頼関係は間違いなく失われるが、市長は今後どのようにして市民との理解を得ようとするのかとの質問に、安部市長は、一部の市民の方においては建設地変更に伴う内容と意義について十分理解していただくまで至っておらず反対の御意見をいただいていることも承知している、今後さまざまな機会を捉えて、この事業の必要性や経過を説明し、特に市民の方に広く御理解をいただくためにも広報等を積極的に活用してお知らせをしていきたいと答弁されました。

その後、行政側は、新文化複合施設整備事業の

説明会を1月28日を皮切りに2月22日までの日程で、安部市長を初め企画調整部、総合政策課が出席し、建設目的や建設地変更の経緯などを説明してきましたが、安部市長は、中心市街地活性化について、建設地変更について、また新文化複合施設整備事業について、このたび17地区のコミュニティセンターでの説明において御理解をいただいたと思われたのでしょうか。それともまちの広場への建設地を白紙撤回し、いま一度ランドデザインをつくり直す考えに至ったのか、お伺いいたします。

次に、都市計画審議会について御質問いたします。

市当局から諮問された都市計画広場のまちの広場を廃止することに、表決の結果、賛成、反対者6対6と二分し、議長が賛成を表明したことで7対6という僅差で決まりました。審議の中で委員からは、「市民への説明不足」「広場の廃止反対の声を無視して進めた場合、後世に禍根を残すおそれがあるのでは」「市民文化会館の改築など全体構想を出してからでも遅くない」、また米沢都市計画広場の変更にかかわる都市計画案を1月15日から29日までの2週間、公衆に縦覧した結果、10人が縦覧し、賛成意見書が68通、反対意見書が187通と3倍近い反対意見書と審議会の二分した表決を安部市長はどのように受けとめられているのか、お伺いいたします。

- 佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

- 安部三十郎市長 ただいまの鈴木章郎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新文化複合施設に関する説明会についてであります。市政クラブの代表質問にお答えしたとおり、ことしに入ってから議員の御質問の中にもありましたように市内17地区において説明会を開催し、出席された方には中心市街地活性化の重要性、新文化複合施設の必要性に

ついて、おおむね御理解をいただけたものと思っております。しかしながら、この説明会を通じ、これまでの市民の皆様にご理解していただくための努力が不足していたという点は実感しておりますので、新年度にはいよいよ新文化複合施設の建設も始まることから、今後はさらにいろいろな手法で理解を深めていただくよう努めてまいります。

次に、まちの広場の都市計画決定を廃止する議案の審議結果についてであります。都市計画変更にあたりましては住民説明会を行い、その後、変更案の縦覧を2週間行いました。説明会には約100の方が出席され、直接意見をお聞きし、直接意見というのは審議会で意見が出されると、そういう意味であります。また縦覧期間には255通の意見書が提出され、その意見及び意見書については、都市計画審議会に報告を行い、審議していただいたところであり、この縦覧期間中に提出された多くの意見や都市計画審議会で出された意見については謙虚に受けとめ、市民の方には丁寧に説明をし、理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 市長が言われた、このたびの17地区の説明会、御理解をいただいたと。私は御理解いただけていないと思っております。市長は昨日の質問から「丁寧な説明を行ってきた」とおっしゃいますけれども、質問されたことに対する答えが丁寧だったということであって、本来ならば、丁寧な説明会を行ったというのであれば、なぜ8時半という時間をつくって、終わったら逃げるように出ていくのか。時間を区切らずに、最後の最後まで、質問がなくなるまでやるのが姿でしょう。それが7時から8時半、なぜこうやって時間を区切る。それは恐らく、市長、あなたは特別職、残業手当は出していないです。市の職員は恐らく残業手当が出

ていると思う。ならば、今回17地区において、その残業手当は幾らですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 時間外手当についてはまだ計算しておりませんので、ここで明確にお答えはできません。ただ、私も含めて管理職の人間は時間外手当は出ませんから、その点もお含みおきいただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 丁寧な説明会というのは、時間を区切らず。私も1回行きました。あと、ほかの地区に行ってみられた方にも聞きました。まだまだ質問があるのにもかかわらず、司会者のほうで8時半までと。違うでしょう、これは。大事な事業です。皆さんの税金でもってこの事業をする。それを8時半で区切って、市長はそこから逃げるように帰る、これが丁寧な説明でしょうか。どうですか、市長。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 1回目の会場からずっと統一してそういうやり方をさせていただいたわけですが、何分にも冬場、こういう降雪期の足場の悪い中で行っておりますので、おおむね1時間から1時間半をめどにとということでお話をしながらやってまいりました。ほとんどの会場は8時半で、まだ御質問が続く場合については10分ないし15分は延長しながらやってきたという経過がありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） あと、1月28日から万世を皮切りに説明があったわけですがけれども、当初は、関心の低さからか、説明会において少ない人数だった。途中からぐんとふえてきた、町の中に入るに従って。しかし、なかなか集まらない。広報等でも集まらないとなっていて、市は、例えばその地区の住民の方に電話等なりで動員をかけた事実がありますか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 スタート時点においては、なかなか集まりが思うようにはかどらなかったという部分は確かにございました。やり方としては、地元のコミセンを会場にお借りしているわけでありますので、コミセンの事務局を通して回覧板なり、それから1軒当たりに案内状を出しながら周知をしていただくという流れになっておりました。

ただ、やはり冬期間でもありますし、なかなか人の集まりが思うように芳しくなかったというのも現実であります。私ども、それぞれ職員もそれぞれの地区に住まっているわけでありますので、大事な説明会、大事な事業を広く知っていただくための説明会でありますから、地元の方、お知り合いがいれば、ぜひ声をかけていただいて、お集まりをいただいて説明会を聞いてほしいと、一般的なPRとして、そういうふうな働きかけはさせていただいたところでありませぬ。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番(鈴木章郎議員) 当局が働きかけをした、これは事実であります。ならば、それは賛成派の意見ということで行ってもらおうという意向があったのではないのかなと思っております。

ちょっと話は変わりますが、1月9日、伝国の杜で都市計画変更説明会が行われました。そのとき出席者は副市長がトップでおられたわけですが、非常に混乱した説明会だったわけですが、あれで都市計画変更説明会が成立したと思っておりますので、私も出席してはいたけれども、その中で説明会を17地区で行っていきと答えたはずでありますけれども、その都市計画説明会が今度は建設ありきの17地区のコミュニティセンターの説明会になった。これは、どのようにして変わったのか、お伺いいたします。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まず最初にお断りさせていただきますが、賛成の立場で地元のコミセンに集まっていたきたい、参加していただきたいというふうな働きかけは決してしておりませんので、その点はここで否定をさせていただきます。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 1月9日に都市計画の変更の説明会をさせていただきました。100人近くの市民の方がお集まりいただいたということで、都市計画の変更の説明会は終了したと思っております。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 その都市計画の説明会をもって、そこから17地区の説明会へどういうふうにつながって行ったのかというような御質問でありましたが、この都市計画の説明会とは直接関係はいたしておりません。この基本設計が完成した段階をもって施設の内容についてもおわかりいただきたいという趣旨から、1月下旬から2月にかけて説明会をしようという企画はまた別に持っておったわけでありませぬ。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番(鈴木章郎議員) 今回の17地区の説明会で質疑応答あったわけですが、市長は質問に関係なく、みずから、ポポロの地権者との利害関係はないですと言っておられる。そんなこと誰も聞いていない。市長みずから。それは、なぜみずから、自分で、そういう発言をなさったのでしょうか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 一部にそういうような根も葉もないうわさもあるものですから、そのように話をしました。当然、説明会ですから、こちらが説明したいと思うこと、説明すべきと思うことを話をして何ら差し支えないというふうに思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） それがうわさとなってひとり歩きして、やっぱり利害関係があったんじゃないかと、そのように受けとめられることも心配なんです。あと、市長は説明会において、誰を指して言ったのかわからないですけども、恫喝的なことをおっしゃっている。怒鳴っている。それは市長としていかなものか。それではちっちゃい器ですよ。そういうことはなさらないでほしい。これは要望しておきます。

今回17地区において、まだ説明足りない、まだ市民から、もっと聞きたい、要望があるとなった場合は、17地区といわず、例えば東西南北4カ所に絞ったりとか、そういうふうな、いま一度説明会というのを考えなんでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まずは、そうした要望、高まりがあるかどうか確認させていただきたいと思いますが、さきの市政クラブの代表質問でもお答えしているわけでありまして、今回17地区を回らせていただいて所期の目的はおおむね達成できたと思っておりますが、まだまだ市民の皆様方については理解を深めていただく機会が今後にも必要になってくるだろうと認識しております。タイミングの問題も含めて、手法の問題も含めながら、これからもそうした説明は続けていく必要があると思っておりますので、方法論についてはこれから検討させていただければと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 17地区において、その結果を広報等に、逆に反対意見、うそ偽りなく、当局の都合のいいような言葉でなく、広報等で反対意見、なぜ反対しているのか、載せていただきたい。これは要望しておきます。

あと、その説明会において山口部長は、図書館建設をもって人が移り住んでくると発言がありました。図書館一つでどうやって人が移り住むのでしょうか。山口部長は、これが第一歩である

と。では、その第二歩、第三歩というのはどうということなんでしょう。図書館をもって、なぜ人が住んでくるといふその発言をなさったのか、その根拠。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 中心市街地活性化にこの新文化複合施設が寄与するのかという御質問に対してお答えしてきたわけでありまして。私が申し上げましたのは、新文化複合施設をここに整備して即定住が進むというふうに申し上げたわけではありません。段階論として説明をさせていただきました。まずは町の中に20万人以上の常時交流人口が図れる施設を誘導する、それによって町の中に交流人口をまずつくるのが第一歩であると。第2段階としては、そこに集まった人たちが地元の経済にどういうふうに寄与していくか、要するに地元の商店街と交流人口のマッチングをこれから図っていく必要があると、それが第2段階でありまして、それは商工会議所や米商連さんと連携をとりながらやっていきますという説明をいたしました。そうすることによって町の魅力が増していく、そのことによって、ここに住みたいという人たちが多くあらわれてくるはずだと。その際には、住宅政策として住みかえの問題でありますとか、あるいは空き店舗や空き事務所、こういったものを住宅系に転換するための支援、こうしたものもまちづくりの方法としては考えていかなければいけない。さらには、周辺部と中心部のネットワークをつくるためのバスなどの交通ネットワークの整備、充実についても、これから手をかけていかなければいけない。そういうお話を申し上げたわけでありまして、まちづくりは一朝一夕にはできませんので、お時間をいただきながら、そういうまちづくりの方向にかじを切るための第一歩なんだという説明をさせていただいたところであります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） さっぱり見えないです。地元商店街に頑張ってもらって云々かんぬん。だから、グランドデザインというのが見えないんです。説明会に来てもらった方、図書館をもって町のにぎわいを出す第一歩だと。広がったものを町なかへ呼び戻すと。これは何なのかと。これ、当局は何も説明しない。官公庁、学校なのか、公共施設なのか、ショッピングビルなのか、そういうグランドデザインが何もない。第一歩、図書館つくって終わり。図書館について、ありき。これ違うでしょう。そのような今夢物語みたいなことを言いましたけれども、そうするには周辺の大規模な区画整理、大型駐車場、大型施設、ましてや娯楽施設を持ってこなければ、にぎわいなんかできません。そのグランドデザインを市民の方に見せるのが、あなたたちの責務。そうじゃないんですか。それなしで住民説明会。図書館つくる、お願いします、4割ありますから26年度まで何とか。にぎわいじゃなくて、建設ありきで進んでいるんじゃないですか。なぜ出さない、それを。市民の方にそれを示すのがあなたたちの責務、仕事です。どうですか、その辺。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 おっしゃる趣旨の部分がありますが、コンパクトなまちづくりをこれから時間をかけながらつくっていく。この新文化複合施設の次にどういった公共機能、公共施設も含めてであります、こういうものを再配置していくのかという部分については、今現段階では明確なお答えはできないわけですが、これについても長期的な視点に立って、どうあるべきか、特に公共施設については耐震化の問題をそれぞれ抱えているわけでありますので、その優先順位等も確認しながら建てかえについて検討をしていく時期が間もなく来ると思っております。そうした中で方向を見定めていく必要があるのだらうと思っております。

全国でやっております中心市街地活性化のまちづくりについては、お話がありましたように大規模な土地区画整理、確かにそれができる条件が整った町もあるわけでありますが、ほとんどのところは土地、当然中心部の土地というのはそんなにあいているわけではありませんから、既存のストックをうまく活用しながら、どうやって新しい文化、新しいにぎわいをつくっていくかというところにそれぞれの自治体が苦勞しながら取り組んでいるというのが実態でありますので、その点も御理解をいただきたいと思えます。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 今の計画等、云々、ありますけれども、相当な莫大な時間と経費がかかるわけであります。本当に今のまちの広場に図書館でよろしいのか。あの環境でいいのか。やっぱりここはいま一度、考えるべきです。当初ポポロ館の跡地であれば大多数の人が賛成だった。しかし、私と政鱗会の山村議員は当初から箱物は要らないと。3・11で世の中は一変した、そんなぜいたく施設は要らない、復興支援に回してくれ、できないものかと市長に訴えましたが、「いいえ」と、肅々と進めさせていただくとありました。

莫大な経費がかかるその第一歩が、この図書館。もう一度考えるべきです、市長。逆に、まちの広場になったからこそ市民の方が、「あそこに建つのか、説明会に行ってきましょう、いや、これだったら要らないね」と。もともとポポロ館だからいいでしょうとなった人も、だんだん、逆に問題が出てきたことによって市民の方も理解が多くなってきた。逆に、改めてここで、断腸の思いです、市長、ここはもう一回ゼロに戻して、皆さんと一緒にグランドデザインを掲げ上げてやっていくというのも一つの市長の判断だと思われまますけれども、その点はどうですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 1つの物事を御説明した場合に、説明する側が持っているイメージ、そのイメージが相手に伝わるといことが何よりも大事だと思います。ただ、相手といっても9万近い市民の方がいらっしゃるのです、それぞれ受けとめ方は多種多様だと思います。そういう多種多様なたくさんの方がいらっしゃる中で、こちらが描いているイメージを伝えていくというのは、やはり大変な作業だなと思います。

1つは、努力として相手に正確にイメージが伝わっていく努力、それはうまくいけば、こちらが描いているイメージよりもさらによいイメージを相手が描いて逆に返してくるということだと思っています。そういう、こちらが描いているイメージをきちんと相手に伝える努力というのと、それからなかなか伝わりにくい場合にはもっと別の手法で伝えていく、そういうさまざまに手法を研究してみる、そういう努力が必要だと思っています。

ですから、新文化複合施設の計画を今の段階で断念するかそういうようなことではなくて、いかに新文化複合施設が建つと中心市街地の活性化が進んでいくのか、いかに米沢の文化・教養のレベルが上がっていくのか、そういうことのイメージをきちんと伝えていく、そういう努力をしていく方向性を選択すべきものと思っています。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） ですから、当局が持っているイメージをどうやって伝えるのか。そのイメージを伝える方法がランドビジョンでしょう、きちっと。図書館を一つ核に持って。それが、何も描いていない。だからわからない、不安なんです。

さっき、こちらのイメージがよくわかっていただけのような努力、別な方向でやっていくとありますけれども、別な方向というのはどういう

ことなんですか、それ。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 17地区の説明会におきましてパワーポイントを使って説明がありました。大分手法としてわかりやすくなったと思っています。しかし、さらにポイントを絞って、重点的なものを絞って、もっとわかりやすく説明できるような、そういう仕方があるのではないかと思います。ですから、一番のポイントのところを絞って説明してみる、そういう努力をしてみたいものだと思います。

ただ、ここに新文化複合施設が建つと、周りの町がどういうふうに変わっていくのか、こうやってどんどん要するに波紋が広がるようにして変わっていくんだということについては、お聞きになっている方々の反応から、これは伝わっているなというのがよくわかりました。

ですから、ここに到達するという到達点も大事ですが、ここからスタートして、こういうふうにどんどん広がって行ってここに到達するんだと、そういう過程について御理解いただけたと思っておりますので、その体験から、図書館・市民ギャラリーの新文化複合施設がどういうふうに波紋を広げていくか、そこら辺のところをくっきり描いて御説明する、そこら辺がポイントではないかというふうに17地区ずっと毎晩説明会をして思った次第であります。

○佐藤 兵議長 以上で22番鈴木章郎議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休 憩

~~~~~

午前 9時31分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市における公共施設の耐震診断実施状況について外1点、20番中村圭介議員。

〔20番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○20番（中村圭介議員） 一新会の中村圭介です。発言通告に従い順次質問いたします。

1つ目、本市における公共施設の耐震診断実施状況について伺います。聞き取りの際に通告しておりますが、今回は数多くある公共施設の中から市民文化会館の耐震診断に絞って質問させていただきます。

平成25年度当初予算に市民文化会館空調設備改修工事として9,950万円が計上されております。これは、老朽化した空調設備の更新が主な目的です。この市民文化会館は昭和43年に建築され、44年が経過しております。その後、昭和46年には鉄筋コンクリート構造建築物の一部基準が強化され、また昭和56年には耐震診断基準が大きく改正され、新耐震基準が誕生いたしました。県の予備診断が平成8年に実施されておりますが、既に16年以上が経過し、当時のA判定も何ら安全性を担保できるものではありません。そういった思いから、約1億円の予算を投じる改修工事を行う前に、耐震診断を行い、建物の現状、安全性を確認すべきであると、当初予算の勉強会や聞き取りの際も、私の強い思いを述べさせていただきました。

しかし、きのうの山村明議員の代表質問に重複した質問項目があり、市民文化会館の耐震診断について教育長から改修工事前に耐震診断を実施するという力強い答弁がありました。この質問に向け強い思いと数々の調査を重ね準備を進めてまいりましたが、その熱意が届いたのかななどと思いながら教育長の答弁を聞かせていただいた次第です。

以上のことから、改修工事前に耐震診断を実施するという答弁を再度確認の意味も込めて伺います。市民文化会館の耐震診断に対する当局の考えをお聞かせください。

2つ目の質問は、地方自治法の規定による特に重要な公の施設の条例制定について伺います。

地方自治法第96条第1項に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と明記されております。そこに掲げられている代表的なものとしては、条例を設けまたは改廃すること、予算を定めること、決算を承認することなどが上げられております。これらについては皆様も御承知のとおりかと思いますが、今回はそこに掲げられた11番目、地方自治法第96条第1項第11号に関連して質問いたします。

この地方自治法第96条第1項第11号には「条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること」と明記されております。わかりやすく言えば、各自治体が条例で定める重要な公の施設とその利用期間、その期間を超えて独占的な利用をさせる場合には議決が必要であるといった内容になります。

そして、ここからが重要となりますが、同じく地方自治法第244条の2第2項に「普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない」と定められております。つまり、前段で述べた各自治体が条例で定める重要な公の施設、そしてその中でも特に重要と位置づけられた公の施設については、3分の2以上の議決が必要という厳しい条件が付されているわけです。これらの条文からも、住民の福祉を増進するさまざまな目的で設置される公共施設の取り扱いについて、いかに重要視しているかということが読み取れます。

しかし、残念なことに、本市においては重要な公の施設そして特に重要な公の施設を定める条例制定がなされておられません。そのため、現状

では公の施設を長期かつ独占的な利用をさせる場合についての明確な判断基準もなく、議決も必要としておりません。また、本市に設置されている極めて重要な公共施設であっても、各施設で定められている設置などに関する条例を改廃する議決があれば、いつでも施設の廃止が可能な状況にあります。その状況を一刻も早く改善すべく、地方自治法で規定されている重要な公の施設並びに特に重要な公の施設の条例制定を早急に行うべきと考えるが、いかがでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問といたします。

○佐藤 兵議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

昨日の代表質問の中で政鱗会山村議員の御質問にお答えしました内容と重なりますが、市民文化会館の空調設備の改修工事の前に耐震診断を行い、安全性が確保された上で実施すべきではないのかということについてお答えをいたします。

市民文化会館につきましては、昭和44年4月に開館しました鉄筋コンクリート構造の施設であり、築43年が経過しております。これまでの施設管理の面におきましては、施設利用者の安全・安心にかかわる部分を最優先にした改修工事等を実施してきましたほか、限られた予算の中において耐用年数も十分勘案しながら優先順位をつけ、設備機器類や内装、外装の改修工事を適時実施するなど、建物の適正な維持管理を進めてまいりました。

市民文化会館の耐震性につきましては、平成8年度、山形県による既存建築物の耐震予備診断を行い、その結果としてA判定の「安全性が高いと思われる」判定を受けたところであります。この判定には「外壁周囲の補修が必要と思われる」とのコメントが付されたことから、そのた

めの対応策としまして平成10年度に外壁の東面、南面の改修を行ったところであります。

このような中、新年度予算に盛り込んだ空調設備の改修工事につきましては、建設をしてから今日まで改修していない空調本体を改修するものであり、現時点でもふぐあいが生じている状況にあることから早急に対応し、施設利用者の快適な環境整備を図っていく必要があるものと考えております。

しかし、多くの皆様に御利用いただく公共施設として何よりも安心・安全であることが求められること、また利用者の総合的な利便性を損なわずに老朽化した施設の長寿命化を図っていかねばならないこと、この2つの面から改めて検討をいたしました結果、このたび前もって耐震診断を実施する方向で早急に検討していきたいと考えております。空調設備の工事につきましては、この耐震診断の結果を受けて発注することになりますので、御理解を賜りたいと存じます。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2の地方自治法の規定による特に重要な公の施設の条例制定についてお答えいたします。

公の施設に係る議会の議決につきましては、地方自治法の第96条と第244条の2に規定がございます。このうち第96条第1項第11号の規定では、条例で定める重要な公の施設について長期かつ独占的な利用をさせる場合には議会の議決が必要であるとされていることから、本市においては市営食肉市場の長期かつ独占的な利用について条例を定めるとともに、利用期間の更新の都度、議会の議決をいただいております。

一方、第244条の2第2項の規定では、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて廃止または長期かつ独占的

な利用をさせようとするときは出席議員の3分の2の同意を得なければならないとされておりますが、これに基づく条例は、御指摘のとおり、現在本市では制定されていないところでございます。

重要な公の施設及び特に重要な公の施設につきましては、各地方公共団体がそれぞれ公の施設の位置づけを決定すべきものでありますが、どのような施設が重要で、どのような施設が特に重要かということにつきましても、各自治体の考え方はまちまちのようでございます。しかしながら、全体的な傾向といたしましては、水道事業施設や下水道事業施設、それから学校、病院などの住民生活に必要不可欠で、かつ廃止することにより住民生活に広範かつ多大な影響を及ぼすことが予想される施設を特に重要な公の施設として規定している例が多いようでございます。

そもそも公の施設は住民の福祉の増進を目的として設置されるものでありますが、このうち特に重要な公の施設の廃止などにつきましては、出席議員の3分の2以上という特別多数議決が必要とされているものであります。この理由につきましても、廃止等を行うことにより住民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあるため慎重を期しているものと理解しているところでございます。

本市においては、このような施設について廃止等をする場合には十分な検討を踏まえた上で決定すべきものと考えており、条例の有無によってこうした考えが左右されるものではありません。したがって、現在のところ、条例化につきましても予定していないところでございます。

私からは以上でございます。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番(中村圭介議員) まず、公の施設のほうから伺いたいと思います。

今、須佐部長の壇上からの答弁の中で、地方自治法第96条の第1項第11号について、食肉市場条例、こちらのお話が出たと思えますけれども、私はこの第96条第1項第11号のここであっている考え方として、まず自治体が重要な公の施設ということ的位置づけた施設に関して、長期かつ独占的な利用をする場合に議決を求めているわけで、この条文を読む限りには、個々の施設に関しての長期的独占を許可すべき条例を設けろという趣旨ではないと思うんですけれども、なぜ重要な施設の位置づけがないのに今回の市場条例を制定したのか。50年以上も前の話なので当時のことはわからないと思うんですけれども、どのようにお考えか、この辺、お聞かせください。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 法律上、文言としては公の施設、それから重要な公の施設、文言の違いはございます。ただ、実質的に公の施設と重要な公の施設、これに法的違いがなかなか見出せないとは私は考えております。したがって、重要な公の施設の選定と長期かつ独占的な利用を一本の個別条例の中で措置してきたのではないかと考えておるところでございます。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番(中村圭介議員) このことについて私も調べてみましたけれども、でも部長、ちょっとそれは違うと思うんです。いろいろ調べたら、かなりの自治体、紹介できないくらい、ほとんどの自治体が重要な公の施設、そして先ほども言った3分の2の議決が必要となる特に重要な施設を定めているんです。そして、その利用期間も自治体で3年とか5年とか10年とかさまざま設けているんです。ですから、市場条例の部分、これは多分当時の法解釈の私は過ちだと思っております。重要な施設を位置づけしてれば、そこに長期かつ独占的な利用をする場合、ただ議決に付して終わったはずなのに、ですから

単独の施設について条例を制定しているという事例は、逆に探せなかったんです。ですから、恐らく本来であれば、この条例は制定しなくてもよかった。逆に言えば、すべきことは、いち早く本市にとって重要な施設とは何か、特に重要な施設とは何かということを制定すべきだったはずなんです。この法の趣旨から言えば。だからこそ、あべこべというか、なんか恥ずかしい条例ではないかと思うんです。その辺、どうですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 法律の文言上申し上げますと、御指摘の面もごもつともかなとは思いますが、まずは公の施設がある、次に重要な公の施設がある、そして特に重要な公の施設がある、この3段階が順番としては並んでいる。文言上は、公の施設から重要な施設を引っ張り出してきて、そこからさらに特に重要なものを選ぶ、そういう論法になっているかと思えます。

ただし、実態的には、先ほども申し上げましたが、公の施設と実は重要な公の施設に法的には違いはないのではないかと。したがって、先ほども申し上げましたが、公の施設の選定と長期かつそこに独占的な利用を与えるものを一本の条例として当時措置したのではないかと。それが今に至っていると考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番(中村圭介議員) ですが、間違いなく、公の施設と言いますが、第96条の第11号の部分で触れているのは、重要な公の施設です。さまざまな自治体を見ましたけれども、重要なところで例えば公会堂、市民プール、保育園、駐車場、公民館と細かく規定されているんです。そこに今言った独占、そういったような話になれば、議決で済んだ。だから、条例制定の必要がなかったんです。市場条例も事細かに更新されておるようなんですけれども。ですから、この第96条第1項第11号の精神をもとに条例制定され

ているのであれば、本来はその前、前段のまずは本市において重要な施設を条例制定すべきだったと思います。そして、その重要な公の施設の条例制定を行えば、自然と先ほどの第244条の2第2項、特に重要な施設の選定になるわけです。

何でこの質問をしたかといえ、私は今回の新文化複合施設、まちの広場が余りにも簡単な議決で変わって、本当に公共施設がこんなに簡単になくなっていいのかなという思いから地方自治法を調べさせていただいた結果、ここにたどり着いたわけです。そして、本市ではまだこれを定めていなかった、そういう状況なんです。

ちなみに、ほかの施設、特に重要、先ほど須佐部長もおっしゃっていましたが、学校とか上下水道施設、橋とかそういう公共施設もそうですけれども、中には都市公園とか、そういったものまで制定されているところもございませぬ。今回、もし、その当時に、例えば特に重要な施設に公園なんていうものの制定があれば、今回のまちの広場の議決は3分の2が必要だった。そうすれば、もっと住民の合意形成を図らなければいけなかったということになると思うんです。

つまり、これから教育委員会でも学校の統廃合問題を進められていると思うんです。私は、今回のまちの広場のような悲劇というか、これは二度と起こしてもらいたくないんです。そういった意味でも、特に重要な施設、図書館だってそうです、これを本市で重要な施設だと指定をして、そしてさらには3分の2という議決の重みをつけるということは極めて重要だと考えますけれども、どうですか、市長、どう考えますか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 特に重要な施設を定めた場合に3分の2という特別議決が必要だと法律ではなっておりますが、まず特に重要な施設を廃止

するかどうかの議論、これが極めて重要だと思います。議決が過半数か3分の2の前に、そういった本来の議論が必要だと。その議論の中で特に問題になるのは、実質的に住民生活と密接にどうかかわっているのかどうか。仮に施設が廃止されれば住民生活に多大な影響を及ぼす施設かどうか、さらには代替施設の有無、それから使い勝手、その他の手法がないかどうか、そういった根本的な議論をした上で施設の廃止というものを考えるべきだということであって、まず最初に3分の2、あるいは過半数という議論ではないと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） ですから、今回、先ほどの市長答弁でも、まちの広場を例にとつて言いますが、説明不足だった、当局も一貫してそれを認められているわけです。住民説明をしたり。ですけれども、2分の1だからと今回通ってしまうんです。例えば学校の統廃合だって、同じようなことが起こりかねません。でも、3分の2であれば、すごく重いんです。これは確かに当局にとっては重い足かせになるかもしれないですけれども、これは住民を守るための条例だと思うんです、地方自治法、住民の権利。そして、議会に認められる議決権、これに重みを持たせるという意味では、非常に我々市民、議会にとっては大事な条例が制定されていない、私はそういう認識であります。

今おっしゃったような事前の打ち合わせですとかすり合わせ、数々重ねていくのは当然ですが、今後誰が市長になるかわからないですし、議会も当局の皆様も、議会だって議員だって変わっていく中で、その思いが必ず実行されるとは限らないんです。ですから、やはり条例というのは必要だと思うんです。統廃合でまたこんなことが起きたらどうですか。次にかわった市長が図書館を違う施設にかえよう、2分の1でと。歴史公園を、にぎわいが出てきたから

潰して駐車場にしようと、半分の議決で。大多数を入れればいいでしょうけれども、そこでもめた場合のことを考えれば、いかに3分の2という条件を付することが重要なのではないかなと強く思います。どうでしょう、もう一度、本当にこちら設置に向けて検討していただけないですか。

逆に言えば、地方自治法で規定されたものがまだ本市としては定められていないというゆゆしい事態というか、そういう事態だと思うんですが、のんきに構えていられないと私は思うんですが、どうでしょう。住民と議会の権利、これ損なわれていないですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 他団体で特に重要な公の施設とされている水道、下水道、学校、都市公園についてはさまざまありますけれども、そういった施設については本市にも当然でございます。だから3分の2でそれを廃止するのかというまた議論も一方ではある。実は、3分の2、過半数が問題なのではなくて、住民の権利、その生活をいかに守っていくか、そちらのほうがむしろ重要であると考えております。実態的には、公の施設そのものを廃止する際は特別議決であるかないかにかかわらず、慎重にこれは判断していくべきものと考えておまして、法の体系としては中村議員のおっしゃるとおりかもしれませんが、実態的には米沢市の場合には十分検討して対処していると考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） ですから、今回説明不足だというような事態が起きていることに私は心配しておるわけです。ですから、これは地方自治法で規定されているわけですから、住民のためにも、そして議会の議決に重みを持たせるためにも、ぜひこれは検討していただきたいと思います。これ要望します。

最後に市民文化会館のほうを伺いたいと思いましたが、これは本当に柔軟に対応していただいた結果なんだろうなということで、私もかなり準備を重ねてきたところではあったんですが、でも1点、たしか私、聞き取りが2月20日、当然この時点ではまだその決定はなされていないわけですね。わずか1週間程度で耐震診断を行うという考えに至った、その辺の経緯、教えていただけないですか。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 経緯ということですが、勉強会、その1週間前あたりだと思いましたが、2月中旬の勉強会等でもいろいろな御意見をいただきました。そういったときから既に、こういった耐震診断のあり方について内部で検討を始めてきたところでございます。

なお、予算編成の時点でも平成8年度の予備診断の結果がA判定であるということを考えながら、25年度から策定に入る耐震化アクションプログラムの中での対応という部分を考えておりましたが、その後、いろいろな中で今回のような判断に至ったところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番(中村圭介議員) 勉強会のときの御指摘が、そうすれば多少効いていたのかなと思えますけれども、ですけれども、市民文化会館に対して約1億円の設備更新、その前に耐震診断をして安心・安全の確認をするということは、逆に言えば当然のことだと思うんです。実質行っていただけということなのでこれ以上申しませんけれども、何でもっと早くこれを決定できなかったのかなと。長期的に使うという時点で、何で施設の安全性を先に確認するという考えが出てこなかったんだろうかなというのが本当に残念でなりません。逆に言えば、私これ一般質問で取り上げなくてももしかするとよかった案

件ではなかったかと思うくらいなんです。それが通告してわずかですら変わってしまう。

ですから、今後こういった施設、いろいろな計画もそうですけれども、もっと計画的に物事を進めていただきたいと思います。よかったなと思う反面、ちょっとやはり不信感があります。そんなに急に変わるものなのというところは本当にありますので、今後そういったところの積み重ね、中心市街地活性化計画についてもそうですけれども、ぜひ当たり前のことを当たり前にしっかりと進めていただきたいと思います。

私の質問は以上であります。

○佐藤 兵議長 以上で20番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

~~~~~

午前10時01分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、これからのまちづくりのための空き家対策について、15番島軒純一議員。

〔15番島軒純一議員登壇〕(拍手)

○15番(島軒純一議員) おはようございます。一新会の島軒純一でございます。

明けない夜はないとの思いがなければとても乗り越えられないような米沢の厳しい冬であります。もうすぐ淡いピンクと緑に包まれた暖かな季節がやってまいります。楽しみに生きてまいります。と思っています。

さて、今回の質問は、本市の空き家対策についてであります。近年、全国的な問題として空き家の増加が上げられます。空き家は一般的には人口減少、高齢化社会の到来や世帯の分離の進行により発生すると言われております。空き家

は個人の問題ではありますけれども、近隣への安全面や景観等の影響を考えると、確実に地域の問題となってきます。そして、その空き家が抱える問題は、単に市民の安全上の問題だけでなく地域住民の減少によるコミュニティー活動の停滞や地元から商店、病院、学校等の利便施設の減少など、まちづくり全体にまで影響を及ぼす大きな問題となっております。結果として、町の価値の低下を招き、活性化の阻害要因となります。また、今後その傾向が加速されることが予測されます。

特に中心部においては、活性化の中心となる課題と言っても過言ではないと思います。中心市街地活性化がなぜ必要かと言えば、そこに住んでいる方々の利便性が保たれ、より便利で快適な生活空間をつくっていくことが目標となるべきで、単に交流人口を多くすることで活性化を目指すというのは必ずしも市民のための活性化とはならないと思います。まずそこに住んでもらう、空き家にならないような施策が必要なのです。

空き家の発生原因について市民の安全とまちづくりの観点から原因を究明し、的確な対策を早目に打ち出し、実行していくことが求められていると思います。また、今までの空き家をストックと考え、その解消方法を工夫することで今後のまちづくりに資する施策があると思います。まさに自治体の総合力が試される時代になってきているとの観点で質問をいたします。

最初に、現状を正しく認識するために、空き家の現状について教えていただきたいと思います。

また、空き家の発生要因について本市の認識についてお願いをいたします。

また、空き家が引き起こす問題点についてどのように認識されているかについてお答えをいただきたいと思います。

また、これからのまちづくりのために空き家対策はどうあるべきかについてお答えをいただき

たいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、空き家の現状についてと空き家発生原因の認識についてと空き家が引き起こす問題の認識についてにお答えいたします。

初めに、空き家の現状についてであります。昨年11月に地域の多くの方々へ御協力をいただき、本市内の空き家に関する実態調査を実施させていただきました。その調査結果によりますと、空き家の総数は899棟で、うち815棟が住居棟で、その全空き家棟数に占める割合は90.7%でありました。住居棟以外は84棟で、全空き家棟数に占める割合は9.3%でありました。また、全空き家棟数に占める地域ごとの割合は、中央地区は461棟で51.3%、周辺東地区は111棟で12.3%、周辺西地区は50棟で5.6%、周辺南地区は207棟で23%、周辺北地区は70棟で7.8%でありました。

市内に存在する空き家のうち、修繕の必要性、再利用の可否、倒壊等による近隣への影響等については、今回の調査で把握することはできませんでしたので、今後空き家の現場実態について、今回の調査結果を基礎資料として、さらに踏み込んだ調査が必要であると考えております。どのような項目について、どのような手法による調査が最善であるかなど検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家発生原因の認識についてありますが、空き家になったその原因について通報のあった空き家について調べたところ、その多くは転居、単身高齢者の施設入所、相続放棄等であり、今後このようなケースがふえていくことが予想されます。

次に、空き家が引き起こす問題の認識についてありますが、空き家が存在したとしても適切

な管理がなされていれば特に問題視する必要はないものと思われませんが、空き家か居住者がいるかを問わず、管理がなされていない建築物については、建物そのものの危険性だけにとどまらず、環境、景観、防犯、防火等々、多岐にわたる問題を引き起こす要因となることが危惧されるものと認識しております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、まちづくりの視点からの空き家対策について答弁をさせていただきます。

空き家については、倒壊した場合の危険など安全管理の面がクローズアップされ、大きな社会問題と捉えられておりますが、一方では、空き家が多くなれば、それだけ地域のコミュニティーを構成している住民が減少しているということであり、まちづくりの観点からの問題も考える必要があります。

一般的には、核家族化や高齢化率が高まるほど空き家率も増加すると言われており、これによって地域内の人口の減少が進み、町内会活動など地域コミュニティーの維持が困難になり、地域の活力の低下につながっていくことが懸念されております。

利活用できる空き家についてはさまざまな活用方法があるものと考えられ、U・I・Jターンの対策と絡めて、例えば畑や田んぼ、空き店舗などもセットにしながら就農や起業に役立てていくような方法もあるかと思えます。現在私どもで考えている有効活用の方法といたしましては、空き家の紹介などの情報提供については不動産業者さんをお願いし、行政側としては、所有者に空き家の利活用の意向などを確認し、それらにうまく付加価値をつけるなどして広く紹介できるような仕組みづくりができないかと考えております。

空き家は増加傾向にあります。利活用可能な空き家も相当数見込まれており、人口減少の抑制や地域活性化に寄与する目的で、移住・定住希望者の住宅確保を支援する空き家バンクなどの取り組みについては、空き家の増加の抑制を図る上でも有効な対策の一つと考えられます。

まずは先進地の取り組みなどを参考にしながら、本市のさまざまな特色を生かした他地域と差別化できるような紹介の方法を研究し、将来的には地域コミュニティーの適正な維持、空き家の解消、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 御答弁ありがとうございます。

一昨日、私どもの代表の海老名悟議員の質問に答えられて市長が答弁されておりますが、特にまちづくりの観点で改めてお聞きしますが、空き家対策の重要性についての市長の認識について、またここで確認をさせていただきたいと思えます。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 米沢だけでなく、全国の地方で空き家がふえております。そして、それは紛れもなくぼつぼつと地域に穴があいている、そういう状況とも捉えられますので、まちづくりにおいては極めて対策は大事な問題だと思えます。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） そのことを確認させていただきながら質問を深めさせていただきたいと思えます。

まず、2つ観点があると思うんです。市民の安全を守る意味での空き家対策。その一つである安全を守るという観点ですが、建設部長の答えについては、要するに空き家は個人の問題であってという発想で私はいいいと思うんです。部

署的にはですよ。役所全体の考え方は今市長からお聞きしたのでわかりましたので、部署的にはそれでいいと思うんです。住宅密集地とか狭隘な道路など、特に米沢は、苦情の多いところは狭隘な道路のすり鉢状になることとか、いろいろな人に話を聞くと、米沢は気候もいいし歴史もあるし、いいところなんだけれども、それからこれも言います、除雪は上手だと言う人が多いです、これはこの場で言うておきたいと思えます、一生懸命されているのは間違いないと思う、ただ条件が悪いんです。狭隘だということです、道路が。そういうことを考えれば、中心部のほうが空き家になり得る条件が多いということです。こんな狭いところに住むのは嫌だと。敷地面積も少ないことも一般的にはあるかもしれないので、狭いところよりは郊外の広いところに、土地の安目なところに土地を買って家を建てましょう、これは職員の方々も実は持ち家の方は、そんな感じの人が多いのではないでしょうか。私が知っている人も何人かいますけれども。

ですから、狭隘な道路を解消していく、そのことが住みやすい中心部をつくることであると思うし、危険が少ない、空き家を解体させていただいて、そこに例えば、きのうもありましたけれども、広場をつくったり、一時的な雪捨て場にさせていただく方法があると思うんです。それを、今回条例をつくられますが、6月議会に上程されるということですから、6月議会の審査があるわけですから、それにかかわらずでありますけれども、ただその前に方向性を私なりにお聞かせいただくことによって再度検討していただく、足りない点を検討していただくためにも質問させていただきませんが、もしこの条例を進めるということであれば、今話し合われた中で、方向性だけで結構です、どのようなインセンティブとか、それから罰則規定を考えられているんですか。米沢はどちらの方向でいき

ますか。両方でもいいんですけども。お願いします。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 空き家に関しては今多岐にわたる問題を抱えているわけですが、環境、景観、防犯、防火等々いろいろあるということですが、今何が問題になっているかということですが、老朽化した家屋が倒壊するとかそういったことで、市民の財産それから身体等に差しきりがあるというものが今問題になっているということですが、今の考えとすれば、建物に特化したような形での条例ということで考えていきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番(島軒純一議員) 建物特化ということは、要するに罰則ですか。どういうことですか。罰則なのか、例えば撤去してくれるのであればこういうメリットといいますか、そういう方向で促していくのか。どういうことを考えられているのかということです。米沢は、先ほど申し上げたように、具体的には今後の審議によるところまでの検討でしょうけれども、今のところ結構ですから、米沢はどちらの方向でいくんですかということです。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 今内部で検討しているところですが、罰則というところではなくて、注意を喚起していくというふうな、勧告というところで今内部で調整しているところでございます。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番(島軒純一議員) もちろん、人間は性善説と私も思っておりますから、勧告で済めばいいんです。ただ、それこそきのうの山田富佐子議員の質問にもありましたが、一方では行政代執行をかけてやらざるを得ないところの自治体があるわけです。これについてはどういうふう

にお考えですか。米沢はあり得ないということですか。条例たるもの、きちっとした実効性を持たせなければいけない。そういう考えのもとにお答えいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 まず初めに、先ほどの発言を訂正させていただきたいんですが、勧告と私申し上げましたが、勧告まで至るかどうか、ちょっとその辺については今内部で調整しておりますので、そこまでは申し上げられませんので、訂正をさせていただきたいと思います。

行政代執行については、条例では今のところ考えていないところでございます。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 30分のいただいた時間というのは短いものでございますね。

わかりました。そこまで考えていない。つまり、罰則も、メリットといいますか、これをあげるからとか、こういうふうによくしてやるからというのは、ない。

確認しますけれども、固定資産税の特例扱いの件ですが、これについてはどうですか、総務部長。つまり、どんな廃墟であろうが、どのような建物であろうが、住んでいない状態であっても、固定資産税は6分に1に減額するという固定資産税の特例があります。これは米沢でも適用されていますね。されているとすれば、そういうところからこの点について改正なり何かを検討しながら空き家の持ち主に喚起していくという方向は考えられますか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 住居の場合には、小規模住宅あるいは一般住宅の場合に6分の1、3分の1の特例措置がございまして、空き家ということで非居住になっているのではないかという場合に、それを撤廃してはどうかという御指摘かと思いますが、今のところなかなか難しいのではないかと考えていまして、家が例えば雪の重みに耐

えかねて一部損壊してしまったような場合、これは損耗調査ということで税務課のほうで調査をして、評価そのものも引き下げるような手だてはとっておりますが、厳然としてそこに住居が建っているという状況にあれば、その特例措置はなかなか難しいと考えてございます。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） つまり、6分の1から6倍に土地の固定資産税になるから、そのまま置こうという発想を米沢の方がされているかどうかは別として、全国的にはこういうこともあるという例があるんです。そうすると、特例措置がまちづくりといいますか全体の市民の安全を阻害しているということになるわけですが、結果として。ですから、この点も検討は必要だと私は思います。

それから、今度は今回の主眼でありますところのまちづくりの観点での空き家の解消ですけれども、先ほど市長答弁、それから一昨日の答弁でも、市長このように申されています、一昨日、「空き家を解消し、町なか居住を促して、密度の濃いまちづくりを目指して」、こういうことも言っているんですよ、「固定資産税の増収を目指す」とおっしゃっています。固定資産税が高いところに積極的に移り住むかということもありますけれども、この点はいいにしましても、市長、ここまで申されている。つまり、非常に強い決意だと。密度の濃いまちづくりをして活性化をするということですね。強い市長の決意があるんですが、今のような答弁で、現状、それが達成できるんでしょうか。もっと自治体の総合力をもって、きちっと方針を出すべきではないですか。

きのうの答弁でも、ソフト面の研究、つまり条例のほかの、U・I・Jターンの人が空き家に住んでいただくとか、畑やそういうところをつけながら付加価値をつけて、米沢らしい特色のある空き家を提供するという方向にいきいたい

いうソフト面の話もですが、実質的にはこれから検討なわけです。私は、市長がああいうふう  
にきちっと決意をされている、発言をされている  
段階で、現場的にはできていなければいけない。  
でないと、市長が申されたことに対する裏  
づけがないんです。それは聞かれたときに、当  
局が、市長の部下の皆さんが、答えられる状況  
をつくっておいて市長が「やりますよ、市民の  
皆さん、安心してください」と言うべきことな  
んです。

それは、もう一つ言うと、まちづくりをやります  
という観点で、もう何年も話をしている。  
中心市街地活性化、疲弊した中心街の活性化を  
やりたいということを言ってこられているん  
です。ですから、この段階に至って、まだこれ  
から研究をすると言われるのは非常に遅いと言  
わざるを得ない。

きのうの質問でありました、24年7月、去年の  
7月に4部6課から立ち上げた空き家対策検討  
委員会、検討会ですか、正式にちょっとあれで  
すが、これではどのような議論をされたん  
ですか、では、お願いします。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 先ほども申し上げましたけ  
れども、空き家に関してはいろいろな問題を抱  
えているということで、それでいろいろな部署  
から集まって検討会を始めたわけですけれど  
も、条例を制定していくに当たって、どうい  
ったところまで空き家対策を条例でしていく  
かということで、建物に特化するのか、それ  
とも建物の周辺の土地まで含めるのかとか、  
そういったことでいろいろ検討を重ねてきた  
ということでございます。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 何回かされた、今  
後もされていくのかもしれませんが、市長の  
思いがあるとなれば、まちづくりのために  
空き家対策は非常に大切だという市長の  
思いを現場

が実現しようとしていない会議です。つまり、  
まちづくりの観点ということと市民の安全  
をまず守るということとのきちっと2つを  
検討されていなかった会議だったと言わざ  
るを得ない。つまり、思いが下の方まで  
伝わっていない。もっと言えば、ただ箱  
物を建ててまず第一歩だというふう  
に言われていること自体おかしいこと。  
つまり、箱物を建てなくても、やれる  
ことはあったんです。建てるか建て  
ないか今やっているわけですから、要  
するに箱物を建てるのがまず第一歩  
ではなくて、空き家対策もその一歩  
なんです。そのことに力を注いでこ  
られなくて、まず箱物ありきだとい  
う行政体ということがはっきりした  
んです。わかるんです、そういう  
ことが。

例えば今後ふやさないために二世帯住宅  
のために少しインセンティブを与えたら  
どうかとか言おうと思ったんですが、  
全部時間がなくなりました。今後不在  
地主の状態をいかに解消するか、それ  
は実効性を持つということだと思います。  
要するに、罰則規定も必要だとい  
うことだと思います。それから、固  
定資産税の問題も含んで実効性を  
持たせる。

最後に、中心市街地活性化は一刻の猶  
予もないと言われて、それが新文化複  
合施設の建設だ、第一歩だと言  
って回られているわけですから、や  
るべきことをもっと、これからだ  
と言わず、きちっと、今まで言  
ってこられたまちづくり会社の  
こともそうでしょうし、最後  
になれば商工会議所さんと  
しゃべってよ、そっちでまず  
やってくればね、まずは建  
物建てたから市の責任は  
終わり、そんなことも  
ろろん答弁は言  
っていません  
けれども、一  
緒にやっ  
ていくで  
しょう  
けれど  
も、大切  
なことは、  
総合的に  
全部の部  
署の力を  
一つに合  
わせなが  
ら施策を  
組んでい  
ってほ  
しいな  
と思  
います。  
そうし  
なければ  
、この  
まち  
づく  
りは  
やは  
り成  
功し  
ませ  
ん。ま  
ず建  
てさ  
せ  
て  
くれ  
、中  
心市  
街地  
活  
性  
化  
の  
手  
段  
で  
あ  
る  
べ  
き  
箱

物建設が今目的化しているんです、状況が。これはゆゆしい状態だと私は思っています。できることがあるんです、あったんです。空き家問題一つをとって今回例にして話をさせていただきましたが、そのことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤 兵議長 以上で15番島軒純一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時31分 休 憩

~~~~~  
午前10時40分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、地域福祉計画の推進と災害時要援護者支援システムの活用について、2番高橋義和議員。

〔2番高橋義和議員登壇〕（拍手）

○2番（高橋義和議員） 市政クラブの高橋義和です。ただいま議長が申された地域福祉計画の推進と災害時要援護者支援システムの活用について質問をいたします。

少子高齢化、核家族化が進行し、家族との関係や地域住民との交流が希薄になり、人とのかわりやきずなが結ばず、社会から孤立してしまう人がふえてきました。社会的孤独からひきこもりや孤立死が発生するなど、地域住民相互の助け合いや支え合い活動が今まで以上に必要になっています。また、東日本大震災で明らかとなった災害時の対応、高齢者や障がいのある人の健康や権利の擁護、さらに自殺の防止、いじめ問題など、新たな取り組みが必要な課題も出てきました。これからますます福祉ニーズが多様化、重層化していく中で、地域住民みずから地域福祉にかかわっていく仕組みづくりを進め

るとともに、地域団体、福祉事業者、行政などがそれぞれに担うべき役割を明確にしながら、連携して課題に取り組むことが求められています。

米沢市ではこのたび、地域福祉計画の見直しを行い、一層の地域福祉の推進を図ろうとしています。計画で示されている施策の展開は大変よくできていると思います。しかし、行政の役割がなかなか見えません。米沢市の役割と言えば、本計画のダイジェスト版の配布や広報、ホームページなどを通じ地域住民に周知を図ることや情報の収集・提供などで、具体的な事業の推進へのかかわりが弱いようです。地域福祉計画の具体的な活動は、社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉事業者、NPOやボランティア団体、町内会などに役割を委ねているように思います。

以前、地域福祉計画の推進の質問をしたとき、前任の社会福祉課長は、現在の職員配置では市でできることは限られていると言っていました。職員を減らすことを進めるのではなく、権限移譲や住民課題に応じていくためには、それを遂行するために必要な組織と人員体制を構築していくことが必要だと思います。ぜひ、そういった立場での組織の改編、人員の配置計画を進めていただきたいと思います。

昨年、社会福祉協議会東部支部がつくった「誰もが安心して暮らせる地域づくり、仲良し町内づくり」が全国社会福祉協議会会長表彰を受けました。これは、山形県の地域福祉計画の事業として米沢市社会福祉協議会に委任され、東部地区がこの事業を受けることになり、大学教授なども入り策定されたものです。この祝賀会の際、安部市長は、ぜひこの取り組みを全市に広めたい旨の挨拶をしていました。米沢市地域福祉計画の普及啓発と実践の欄で、地域福祉活動を行っている団体に団体同士の交流の場を提供し、具体的な活動事例などを紹介するとともに情報の共有化を図りますと述べられています。

市長は、この東部地区がつくった仲良し町内づくりをぜひ全市の取り組みにしたい、このように述べられていました。どのようなことをしながら全市に取り組みを広げていくのか、お尋ねしたいと思います。

また、米沢市で2年間地域福祉計画のモデル事業を行ってきました。この事業の検証、成果についてはどうだったのか、お答えをお願いします。

施策の項目の一つでもあります。災害時要援護者避難支援プランに基づく支援の拡充についてお尋ねいたします。

内閣府の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、こう述べられています。要援護者の避難支援は、自助（本人・家族の防災行動）と共助（近隣の支え合い）を基本とし、市町村は要援護者への避難対策と対応した「要援護者避難準備情報」を発令するとともに、要援護者及び避難支援者への迅速・確実な情報伝達体制の整備が不可欠としています。また、要援護者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理、共有するとともに、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な「災害時要援護者の避難支援プラン個別支援計画」を策定しておくことが必要とされています。

現在、各自治体では、関係機関共有方式、同意方式、手挙げ方式の3つの方式による取り組みが進められています。米沢市では現在、手挙げ方式で災害時要援護者支援を行っていますが、登録されている方は110数名にすぎません。身体に障がいのある方や介護認定者などを災害時に援護が必要な可能性のある方として社会福祉課のほうでシステムに登録していますが、この情報を共有し、援護の必要かの有無を確認しながら避難支援者の配置などの支援プランを構築していくことが必要です。この災害時要援護者支

援システムの活用をどう進めていくのか、お答えをお願いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋義和議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、東部支部の活動についてお答えをいたします。

昨年、米沢市社会福祉協議会の東部支部が全国社会福祉協議会の会長表彰を受けました。評価された活動は、御質問にもありましたが、仲良し町内づくり、別名、向こう三軒両隣の復活運動です。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、声かけ挨拶をする、配布物、回覧板は声かけ手渡しが原則など、きめ細やかな活動を展開しています。

米沢市だけの問題ではありませんが、近年、地域における住民同士のきずなが希薄化しているように思えてなりません。市民憲章にもあるように、互いに助け合う楽しいまちでありたいものです。その点で、東部地区が行っている活動は大変立派だと思います。このような町内活動が全市に広がっていけば、住民同士のきずなが太いものになって、安全・安心な暮らしが保たれるものと思います。

ただし、広げるための手法については、まだ明確ではありません。これから検討したいと思いますが、「輝くわがまち創造事業」によって米沢市の17地区において住民主体の地域づくりが始まろうとしているのと同じように、それよりももっと小さい単位である町内活動においても活発化させていく手法はあるものと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、市長答弁以外

のものについてお答えいたします。

最初に、地域福祉推進モデル事業についてであります。

地域福祉推進モデル事業につきましては、少子高齢化や核家族化の進行、地域の結びつきの希薄化などによるさまざまな生活課題に取り組み、地域の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して活動を行う町内会や団体などをモデル事業として指定し、活動経費の一部を助成する事業であり、本年度で2年目となります。

平成23年度は2つの町内会を指定しており、その活動としては、さまざまな世代の住民交流会、防災訓練における人工呼吸、消火、炊き出しなどの訓練、高齢者救助マップの作成、体操クラブ、講師を迎えての触れ合い講座、町内における瓦版の作成などが行われました。

平成24年度は、ボランティア1団体、町内会1団体、NPO法人1団体の計3団体を指定しております。ボランティア団体につきましては平成24年度に設立された団体で、高齢者を対象とした活動を行っており、家屋の清掃、老人介護施設利用者の外出介護、フラワーアレンジメントや体操教室の開催などを行っております。町内会につきましては、絵手紙を作成しての高齢者宅への訪問、さまざまな世代間の交流事業、健康増進を目的とした手づくりボウリング大会の開催を行っております。そして、NPO法人につきましては、障がいのある人を対象とした活動を行っており、陶芸教室やお菓子づくり教室を開催しております。

地域福祉推進モデル事業によりボランティア団体の設立や町内における住民相互の交流や防災活動、高齢者に対するさまざまな支援、障がいのある人が活動する場の提供などが行われており、地域住民相互の親睦、高齢者や障がいのある人の生きがいや健康づくり、高齢者同士や障がいのある人の仲間づくり、それを支える人たちの育成にもつながっていると考えております。

なお、平成24年度の地域福祉推進モデル事業の活動状況をことし3月15日号の広報よねざわで御紹介することとしており、平成25年度につきましても継続して事業を実施し、より多くの地域福祉活動が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者支援システムに基づく今後のプランについてお答えいたします。

災害において障がい者やひとり暮らしの高齢者などについて避難を支援していただく方を定め、日ごろからの声かけ、生活状況の把握などにより災害時に安全に避難ができるよう災害時要援護者避難支援制度を平成19年5月1日からスタートいたしました。また、災害時要援護者のリスト化、障がい者や要介護者などの情報を共有し、地図情報とともに、災害が発生した場合の安否確認、支援体制の構築など、早急な災害時対応を可能とするため、災害時要援護者支援向け地図システムを利用し、情報の管理を進めてまいりました。

現在管理されている情報は、災害時要援護者として市に登録いただいている方のほか、介護保険における要介護認定を受けている方で要介護3から5の方、障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級及び2級の方、療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の方であります。来年度は高齢者世帯の情報を追加することを予定しております。また、民生委員、児童委員の方々の御協力を得て、特に災害時の支援が必要と認められる地域の方々を御報告いただき、その情報もあわせて管理しているところであります。

今後も登録されている情報の内容を精査し、非常時の速やかな対応が図られるよう整備を図ってまいります。また、要援護者を特定することとあわせて、災害時に避難を支援していただく方を定めることについて検討する必要があると感じております。このことにつきましては、地

域の力なくしては推進がかなわないものと考えておりますので、今後地域の方々と御相談をさせていただきながら、災害時要援護者避難支援制度の定着を図ってまいりたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 最初の、東部地区で策定しました仲良し町内づくり、向こう三軒両隣の復活運動ということで、市長からありましたように、あとき市長が非常に頼もしい祝辞を述べたということで、その祝賀会の際、参加された東部地区の方々は、新年度予算は地域福祉計画に対して市はかなり力を入れてくれるだろうと、そのような希望を持っておりました。ただ、新年度予算を見ますと、あときの市長の挨拶が現場においていなかったようで、その市長の意気込みが予算に反映されていないとしか見えないようでした。

1回目の質問でも述べたように、地域福祉計画、これを推進していくためには、米沢市も役割の一端を担っていく必要があると思います。この計画案、改定版、それぞれ地域住民の役割とか町内会、地区の役割とか社会福祉協議会の役割とかありますけれども、具体的に米沢市の役割の分担、どう進めていくのか、施策としてはずっと述べられていますけれども、そのうち米沢市が何を担っていくのか、何の役割を分担していくのかということについては、非常に不十分だと思います。先ほど言ったように計画を進めていくためにはマンパワーが必要ですので、ぜひそういった体制をとっていただきたいと思いますし、あわせて予算のほうも必要だと思います。あときの祝賀会の際には、ぜひ仲良し町内会、地域の交流を進めていくためには交流の場を設定していかなければならない。芋煮会だったり花見だったり、町内会の交流が本当に今少なくなっている。町内会の予算にさえも入っていないという町内会も結構あるので、ぜひ町

内会の交流の場を進めるためには市の援助が必要などころもあるのではないかと、そのような声も出ていましたので、それがいいか悪いかは別として、いろいろな方法があると思いますけれども、地域福祉事業の推進に向けて、ぜひ市長も力を入れて、次年度の予算についてはぜひ大幅な人員体制、予算の見直しになるように要望しておきたいと思います。

それから、災害時要援護者支援システムの関係です。市のほうでは電子データ化でリストに登録した方については1件1件同意を得ながら地域と名簿の共有を進めていきたいという意向を示していますけれども、同じように同意方式でこのプランを進めている横浜市の取り組みをちょっと紹介させていただきたいんですけども、本人の同意を得て、防災関係機関及び地域の民生委員、自治会・町内会などの自主防災組織役員、地域防災拠点運営委員会役員、消防団員などに対して積極的に要援護者情報を開示、提供することとしますということです。

ただ、今言ったように、本人の同意を得てということで進めることになっています。それに当たって、横浜市では、個人情報保護条例に関する個人情報の保護の扱いについて、横浜市個人情報保護審査会を開いて、同意を得た情報については積極的に開示をしていくということを審議会できちっと了承して進めてきたということがあります。

また、本人の同意を得られない名簿についても、災害時には同意、不同意にかかわらず、要援護者情報を地域に開示します、このようなシステムになっています。

そういったことを考えますと、米沢市としても個人情報の保護条例、12月議会で全面改定したわけですが、統一的に、部署によって認識が違うということにならないようにも、個人情報保護審査会等で位置づけについてきちっと進めていったほうがいいのではないかと、思うん

ですけれども、それについてどうでしょうか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 今回の御質問は災害時要援護者についてということでございますので、この範疇の中で私のほうからお答えしたいと思います。

要援護者の名簿の登録、それからその名簿の開示ということですが、今現在このシステムに登録している登録者の方につきましては、先ほども議員お述べのとおり、手挙げ方式の方でございましたので、確かに数少なくでございます。ただ、その時点では自主防災会なり民生委員の方への開示はよろしいかということを確認してオーケーをもらってございますので、この方々に関しては基本的には開示ができると考えております。

次に、この方法ですとやはり限界があると私どもも感じておまして、お話しされているような同意を頂戴しながら、ちょっと大変な作業になるんですけれども、それぞれ支援が必要とされる方の同意を頂戴しながら私どものシステムに登録し、それぞれ防災組織なり、基本的には防災組織だと私どものほうでは今のところ考えているんですけれども、そういったものが組織として確立されているところに対して、情報の扱い方のルールを決めながら、これからは平時であっても開示していかなければならないと考えてございます。

したがって、そこで同意を頂戴しているわけですから、本市の個人情報の条例上は審査会が必要なく開示できるのかなというふうには考えてございます。

○佐藤 兵議長 高橋義和議員。

○2番(高橋義和議員) 電子データとして地図情報に5,000人以上の名簿を登録しているということですが、先ほど言った横浜市では、介護度何ぼ以上とか障がいの何級以上とか、そういった名簿に対して要援護者にダイレクトメー

ルで照会をする。で、こういった地域への要援護者情報の提供をしてもよいか、民生委員が訪問してもいいですかと、そういったメールで照会をして、同意した方については民生委員の方が戸別訪問をして、いろいろな現況調査をして、地域の災害時要援護者台帳の作成や管理、そういったことで進めていく。細かくいろいろありますけれども、今時間の関係ありますから。

その一方で、先ほども言ったように、災害時には不同意であっても要援護者情報の提供、つまり不同意であっても、援護が必要な人でも地域に知られたくないということで同意をしない方も確かにいると思いますので、災害時には同意、不同意にかかわらず要援護者情報を地域に開示します、こういった取り組みをやっていきます。ですから、きちっとそういった、同意がなくても災害時には開示をするんだというシステムというか支援プランになっていますから、そういったことを市としてもきちっと事前に確認しておいたほうがよいのではないかとということで申したんですけれども、どうでしょうか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 今議員が御紹介された横浜市の手法というのは、まさにこれから私たちも考えていかなければならない手法だと思います。ただ、1つちょっと気になるところがございまして、本人が開示はしないでくれと、そういった意思表示をされた場合の取り扱いでございまして、確かに支援は必要であるのだが開示はしないでくれ、この方に関して、最終的には個人保護条例上も緊急やむを得ない場合という規定がございまして、私どもはこれを使って、状況に応じてそういった方々の救済ということはしていくつもりではおるんですけれども、平時の状態でその辺をどのように考えていくかというところは、私どもの部内で検討させていただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） これから電子データ化したリストについて同意を得ながらプランを進めていくということで考えているということでありましてけれども、ぜひよりよいプランになるようをお願いしたいと思います。

その中で一番重要なのが、名簿の作成、要援護者リストの作成・保管については、横浜市は年2回更新だそうです。1年に1回でもよいかもしれませんが、名簿は毎年必ず更新しなければ意味がないわけですが、米沢市のほうは名簿の更新というのは毎年なされているのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 この点に関しましては、私ども大いに反省すべき点があると思っております。システムは作成しておりますが、本来ですと、そういった名簿に登載されている方全員に対して更新をしなければならぬんですけども、必要に応じてそういった方々の更新をかけているというところにとどまっております。今議員お述べのとおり、年2回というところまではいきませんが、少なくとも年1回、全てのデータを更新するというような手法をとっていかねばならないと考えているところです。

○佐藤 兵議長 以上で2番高橋義和議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 開議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。一つ、電柱、電線の地中化の推進について、14

番齋藤千恵子議員。

〔14番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○14番（齋藤千恵子議員） 一新会の齋藤千恵子です。

ことしの冬は3年続きの大雪で、市民の皆様、毎日雪との戦いにお疲れのことと存じます。世界中で温暖化が進む中、このようにコンスタントに雪が降る米沢。この雪をエネルギーに変え、利雪できないものかと、壊れてしまったかのような空を見上げながら思ったりしております。

さて、今回は電柱、電線の地中化の推進について質問いたします。住みやすいまちづくりの観点からお聞きいたします。

今までの景観という観点では、平成22年6月、米沢市が策定した米沢市景観計画の中にも取り上げられております。景観要素別景観形成方針として、まちのデザイン化とゆとりある景観形成の推進として、電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化、また、美しく歩きやすい歩行空間の確保に取り組むとしております。

私は今回、市民誰もが安心して安全で快適な通行空間の確保、災害に強いまちづくり、特に冬の長い米沢、狭い道において交通弱者と言われている子供たちや押し車を押して歩く高齢者の方々、車椅子利用者の方などがいかに安全に歩くことができるか、その一つの方法として電柱、電線の地中化の推進を提案いたします。

私は今回、地中化の推進を主要幹線道路ではない、狭隘道路と言われる幅4メートル未満の道路にこそ進めていただきたいと思ひ、電柱、電線の地中化の必要性を強く訴えたいと思ひます。

まず、ヨーロッパ諸国では、ロンドン、パリ、ボンは地中化率100%、ベルリン、ハンブルグでもほぼ100%、そして道路は、歩道、車道、自転車道と完璧に分かれているところが多いのです。日本の現状はどうでしょうか。道路を見る限り、日本はとても先進国とは言えません。国土交通省の調べによれば、地中化率全国平均1.5%、東

京23区の場合でも、わずか7.3%にすぎません。この点では、日本の都市は大きく立ちおけています。ただし、東京都の千代田区と中央区は、約4割、地中化が進んでいます。いい例が銀座の中央通りです。

一方、積極的に地中化を進めている都市もあります。主な都市として、埼玉県川越市、石川県金沢市、北海道江差町、岐阜県美濃市などがあります。そのほかにも多くの都市が取り組んでいます。特に、北海道江差町歴まち商店街の「歴史を生かすまちづくり事業」は、まちづくりの観点から進めた事例の一つです。ただ、全国的に非幹線道路、いわゆる生活道路での地中化率は低いのが現状です。

ここで、道幅の狭い道路こそ地中化を進めるべきとの私の考えを述べてみます。米沢では4メートル未満の道幅の狭い道路は市街地の何割を占めているのでしょうか。城下町の名残のたたずまい、そのためお堀の周りの道路は特に狭い道が多いようです。このような米沢の道路の現状を踏まえ、地中化の効果として、まず快適で人に優しい歩行空間を確保できます。電柱や電線類がなくなると、歩行者はもちろん、ベビーカーや押し車、車椅子を利用する人にも安全で利用しやすいバリアフリー化が進み、道路の見通しがよくなり、信号機や道路標識が見やすくなるなど交通の安全性も向上します。つまり、安全で安心なまちづくりを進めることになるのです。

2つ目として、災害に強いまちづくりです。万が一地震が起きた際、電線の切断による感電や電柱の倒壊の危険性、それにより緊急車両が入れず、物資輸送が困難になることが予想されます。想定外では済まされないのです。東京都が防災に関する世論調査の中の「大地震が起こったときに心配なこと」をまとめた結果、やはり9割の方が「自分や家族の安全確保」、続いて「水や食料などの入手」「住んでいる家屋の破

壊・倒壊」「火災の発生」、そして5番目に多いのが「ガス・水道・電気などのライフラインの機能麻痺」で、半数以上の方が心配しております。地中化を進めることにより、何よりまず私たちの生活に欠かせない電力の供給、感電の回避や通信供給の遮断回避、物資の輸送が可能になることなどが挙げられます。

国の無電柱化にかかわるガイドラインとして、効率的な無電柱化の推進としてコスト削減を図りつつ地域の実情に応じた効率的な整備を推進することが必要としています。コスト削減が可能な手法で実施に向けて取り組んでいただきたく提案いたします。

例えば、地中化方式による整備を基本としながらも、地中化方式以外の無電柱化方式も検討の余地があると思います。

地中化方式以外の方式としては、金沢式無電柱化方式、つまり金沢らしい町並みの特徴を生かし、さまざまな整備手法を取り入れた金沢方式無電柱化を進めた例もあります。道路の幅が狭くて、今までやってきた手法では全ての電線が地中化できないので、幹線となる電線のみが地中化され、幹線から各家への電力供給は軒下に配線し、外から見えにくくする方法です。

現在、主要幹線ではない幅の狭い道路における地中化の新技术の研究も進んでいるようです。

さて、市長は、平成25年度市政運営方針でも、この本会議中にも、「市民こそ主役」の旗印のもと、「市民一人一人が大切にされていると実感できる市政運営を」と話されています。狭い道に住んでいる方は、特に冬、生活するのに多くの不便を感じています。子供たちもお年寄りも、そして体の不自由な方も、みんなの歩行が安全になるように道の幅を広げることは並大抵ではありません。歩道さえ確保されていない道路に面している方も、たくさんいらっしゃいます。誰もが安全で安心して暮らせる町、電柱、電線の地中化を進めれば、結果として城下町ら

しい米沢の町並みが復活します。

安心して移動できる米沢の道路、災害に強い米沢の実現、美しい町並みの米沢の復活を目指して、計画的に整備していく必要性を強く感じます。東日本大震災から間もなく丸2年、大震災の後だからこそ危機感を持ち、この地中化は重要施策と考えますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。電柱、電線の地中化には膨大な事業費を必要としますが、財政上難しいと簡単に片づけることなく、10年後、20年後の米沢市を見据え、米沢を安全が確保されたさらに住み心地のよいまちへ生まれ変わらせるために、市長の御英断を期待し、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 電線、電柱の地中化の推進についてお答えします。

初めに、本市における電柱、電線の地中化の状況ですが、県事業として平成9年度から平成16年度にかけて主要地方道米沢停車場線の米沢駅から住之江橋までの通称住之江町通り、延長が714メートル、幅員が16メートル、に実施した箇所だけあります。本事業は、現道の拡幅事業として都市計画道路米沢駅元籠町線の整備を行ったものであり、あわせて、電力・通信事業用の配線を従来からの架空方式で再整備すれば電柱が歩道等を占有し、有効幅員を狭めることとなり、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保の点から問題が指摘され、また上空に張りめぐらされた電線類、歩道に林立する電柱は景観上好ましくない状況にあることから新たに整備された歩道の下に電線共同溝を設け、地中化を図ってきた経緯があります。この場合、道路管理者である県と電線類管理者との間における費用負担区分ではありますが、電線共同溝本体、トランス、電線類等、全て道路管理者負担の施工により実施されたものであります。

電柱、電線の地中化の実施については、特に中心市街地の幹線道路や駅前地区の幹線道路及び駅前広場など、景観に配慮しなければならない箇所では計画されてきたところであります。この場合においても、電線類管理者である電力会社などへの相当な負担が生じるため、なかなか協議が調わないのが実情であります。また、道路管理者の立場においては、道路空間の有効利用や冬期間の除雪、子供たちの安全な通行の確保等から、電柱または電線は民地へ設置し、または軒下配線など、できるだけ道路敷から外してもらうべきものと考えております。

現在、新たに整備される道路や現道拡幅工事における電柱や電線の設置については、幅の広い歩道や車道の場合を除き、電線類管理者に対して民地への設置をお願いしているところであります。また、開発行為によりできる住宅団地等の道路内には、開発者に対して、電柱や電線の設置を認めていないところであります。

しかしながら、裏道のような幅員の狭い道路から電柱、電線類をなくすことについては、電線類管理者との協議はもとより、莫大な費用と負担が伴うものであり、さらには沿線住民の協力がなければできないものであります。現実的に、小規模の水路や側溝工事でも電柱が支障になる場合があります。この場合は、電柱を民地に移設するため、その土地の所有者に協力をお願いしておりますが、なかなか協力を得られないことが実態であります。また、電柱や電線類を地中化する場合においても同様な状況が考えられますので、本市としては、裏道から電柱や電線類をなくすことについては、現時点において考えていないところでありますので、御理解をお願いします。

私からは以上でございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） まず最初に、聞き取りのとき、まちづくりの観点からということでは

お願いしたはずです。聞き取りのとき、当初、建設部さんだけだったのですが、その後、急遽来ていただいたりしたのですが、まちづくりの観点からという点では、お答えはいかがだったでしょうか。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 まちづくりという観点も含めて今御答弁をさせていただいたということでございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) なかなか思いが伝わっていなかったようです。私、あの席上でも申し上げましたが、本会議場ではぜひ御答弁をいただきたいということをお願いした聞き取りだったはずですが、ちょっと残念です。

それでは、お尋ねいたします。確かに費用の面、大変な費用ですので、道路管理者だけではなく、こちらでいう東北電力、その他、NTTコミュニケーションズ、全部含めて、なかなか大変な事業になるかとは思いますが、私がお聞きしたいのは、先ほどから裏道というお言葉ですが、余りいいお言葉ではないかと思えます。と言いますのは、別に裏がどうのこうこのではないのですが、皆さん、米沢市各地区のいろいろなところに住んでいらっしゃる方全員が言うまでもなく米沢市民の方でいらっしゃいます。その中で、冬に特に不便を感じている、そういう道に車で入ってさえ大変なのに、歩いている人たちがどんなに大変なのか。かといって、道路の拡幅などということは、なかなか容易なことではない。そんなときに、そういう視点で、狭隘道路と言われている昔からの道、そういう道にこういう事業を進めてはいかがでしょうかという、そういう思いでお聞きしたところなんです。調べれば調べるほどメリットと同時にデメリットも多く、周辺住民の方々の御理解をいただかなければこの事業は進まないということも十分にわかった上での質問でございます。

活用できる国の補助事業などもたくさんあることはもう既に御存じだと思いますが、狭い幅員の市道の整備に向けた独自の工夫として、全国ではコスト縮減の観点から小型化したコンクリートボックスの積極的採用などしているようですが、この事業を進めるおつもりはないとおっしゃっているところにあえてお聞きしてなんです、その点はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 先ほど壇上でも申し上げましたけれども、確かに電柱がなくなることによってのメリットというのが当然でございます。ただ、そういったメリットがありますけれども、例えばやるとしても、景観上の問題ということで地域を特定して、必要なところにやっていかなくてはいけないということだと思います。必要なものはやっていかなくてはならないとは思っておりますが、具体的に今どこをやっていくかというところは持っていないところでございます。

先ほども申し上げましたが、実際やるとすれば相当の財政的な負担というものが伴うということでございますので、今後の勉強ということでさせていただきたいと思えます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

先ほど御紹介いただきました県の事業の米沢の駅前、見事な町並みになりました。17億円の事業費のうち米沢市の負担額が1億4,300万円ということで、歩道もすばらしくなりましたし、大変すばらしい事業だと思えました。ただ、714メートルで事業期間が7年間、しかも事業費が17億円ということで、莫大な費用がかさむということはよくわかっております。ただ、全国的に地中化を進めて観光客が飛躍的に伸びた例や城下町らしい町並みが復元した例などがございませぬ。私は今回、何度も繰り返しになりますが、あくまで景観上、見よがいいから、そういつ

た観点ではなく、誰もが歩きやすい道路。車が来て、御存じでしょうが、雪の中でよけるところもない、そういった道。それから、除雪をするのにも電線のところを避けていかなければいけないような除雪。そういうことを考えた上で申し上げたつもりでございます。

最後に、市長にお尋ねいたします。全国的にハード面でのまちづくりとしてこの地中化を進め、大きな効果を期待している自治体が多くある中で、米沢市は私が今御提案申し上げました電柱、電線の地中化の推進、そういう無電柱化の優先度が低いと認識してよろしいのでしょうか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問にありました、こうあるべきというビジョンあるいは理念というものは、市当局も共有するものであります。そして、それは、繰り返しになりますが、駅前風景とか伝国の杜付近の風景とかを見ておりますので、それが狭い道にもということはいメージとしてはよくわかるわけでありまして。ただ、財政的な問題、現実的な問題との乖離が余りにも大きくて、その乖離については今駅前の例で御質問にあったとおりのような現実があるものですから、乖離がなお大きいということから、理念としてあるいはビジョンとしてはあるべき姿ではあるものの、この現実を踏まえてどうしていったらいいのか、そここのところで現在の段階では思いあぐねている、そういう段階だと思っております。

○佐藤 兵議長 以上で14番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休 憩

午前11時39分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、「空き家対策」の進捗状況について外1点、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。

私からは、空き家対策と老朽化したコミュニティセンターの改築についての2点について質問いたします。ほかの議員の方の質問と重複する部分もありますので、簡潔に回答をお願いいたします。

まず、空き家対策についてですが、昨冬も空き家が雪で倒壊したりそのおそれがあるということで緊急に雪おろしや除雪を行ったということがありました。今冬も市内中田町の旧店舗の建物の一部が大規模に雪で潰れたということが起こっております。通学路にも面しておりますし、時間帯によっては人的被害もあり得る事態ではなかったかと危惧していました。

昨年の6月議会でも空き家対策について質問いたしました。その際には建設部長から、10月に山形県の方針が決まるので、それに合わせて条例の制定を検討していくとの回答でした。条例が6月議会で制定されれば、持ち主に対する管理義務や注意義務の喚起はできるのかなと思っております。

また、鶴岡市のNPO法人を利用した空き家利用に関する対策についても研究をされているようではあります。空き家バンクの開設は行わないと企画調整部長が山田富佐子議員の質問にお答えなさっていたと思いますが、確認しますが、空き家バンクは開設しないのでしょうか、この点、お答えください。

次に、コミュニティセンターについてですが、市内には老朽化したコミセンが幾つもあります。緊急時の避難所に指定されていますが、いざというときには一番に潰れるのではないかと心配

する声も多くあります。耐震診断や耐震化工事は行わないということですが、老朽化したコミセンは基本的に建てかえが必要だと思えます。

コミュニティセンター改築等検討委員会のほうから、特に老朽化の著しい窪田、上郷、田沢の3館は早急に改築のためにまちづくり総合計画第5期実施計画に組み込むべきであるとの要望書も上がってきております。この点、どのように考えておられるのか、御回答ください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、「空き家対策」の進捗状況についての空き家に関する条例制定に向けた現在の進捗状況にお答えいたします。

空き家に関する条例の制定に向けた現在の進捗状況についてであります。さきの公明クラブの山田議員の代表質問の答弁と重複いたしますが、昨年6月議会において堤議員からは、庁内に空き家対策のためのプロジェクトチームを立ち上げてはどうかの御提案がございました。その後、平成24年7月に空き家対策の関係4部6課から成ります空き家対策検討会を発足させ、昨年11月まで8回の検討会を開催し、空き家対策に関し検討を重ねてまいりました。

その検討会で一定の方向性が固まりましたので、今後その方針に従いまして、山形県の空き家対策検討会から示されました空き家等の適正管理に関するモデル条例や先進地の条例や事例等を調査研究した上、本市の現状に適した条例案を作成し、パブリックコメント等の必要な手続を進め、平成25年6月定例会に条例案を上程するべく準備を進めてまいります。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、まちづくりの

視点からの空き家対策という格好になりますが、お答えをさせていただきます。重なるところがありますので、簡潔にお答えをさせていただきます。

NPO法人「つるおかランド・バンク」は、鶴岡市や山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部など20団体で構成されており、密集住宅地の空き家、空き地、狭隘道路の問題を解決することを目的に、昨年11月に設立されております。最大の特徴は、不動産業者ら専門家が直接この問題に対応することで、複雑になりがちな権利問題も早期に解決が図られることが期待できるところでございます。

本市の場合、現在考えております方法といたしましては、空き家の紹介などの情報提供については不動産業者をお願いし、行政側としては所有者に空き地の利活用の意向などについて確認しながら、うまく付加価値をつける方法で紹介できるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

空き家バンクはつくらないというふうに申し上げたものではございませんで、ただいま答弁しましたように、不動産業者のほうに情報提供のほうを主にお願ひしたいと考えております。いわゆる宅地、建物の取引について私ども行政については知見、知識がございませんし、また資格もないという状況の中で、民業圧迫も避けていきたいという思いがございます。

東日本大震災の際に体育館に相当数の被災されて避難されてきた方がおられました。その際に、さまざまなアパートの情報、借家の情報などの提供もあったわけではありますが、やはり宅建協会の米沢支部のほうで情報を一括取りまとめて情報提供していただいたという経過がございました。私どもとしても、そうした機関と役割分担を決めながら、うまく情報提供をしていけるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、本市の老朽化したコミュニティセンターの整備計画についてお答えいたします。

本市では、平成24年度に中部地区にコミュニティセンターが開館し、市内17地区の全てにコミュニティセンターの設置が完了したところであります。今後は、狭隘で老朽化したコミュニティセンターの改築を計画していかなければならないと考えております。

具体的な整備計画については、老朽化の状況、建設場所、国などの財政支援、長期的な本市の財政事情等、さまざまな条件を総合的に勘案した上で検討していきたいと考えており、市全体としての公共施設の整備順位のもと、今後の米沢市まちづくり総合計画に組み込んでいくべきものと考えております。

次に、本市のコミュニティセンターにおける耐震診断や耐震補強工事については実施しないのではなく、耐震改修促進に関する法律・政令で耐震診断・改修の努力義務が課せられている昭和56年以前の設計で建設されたコミュニティセンター7館については、現時点ではいずれも耐震診断は実施していない状況ではございますが、平成25年度から策定に入る耐震化アクションプログラムの中で市民の安全性に対する不安解消のため耐震診断を実施することで進めております。

なお、改築については、耐震診断の結果を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） ありがとうございます。

まず、空き家対策についてですが、防災的な観点というのがありますが、私は主に利活用とい

う観点から考えたいと思いますが、空き家対策、空き家バンクしないのかということ、民間にお任せするという部長のお答えでしたけれども、空き家バンクも含めて、米沢にほかの地域から人口を持ってくるような、そういう施策を総合的に考えてはどうかというふうに考えています。

空き家バンクというのでちょっと調べていたら、大分県の豊後高田市というところがあるんですが、ここは住みたい田舎の日本一というのが、ある雑誌のアンケートですが、そのランキングで1番になったところなんですけれども、ここが何で日本一になったかという、子育てのしやすさであるとか老後の医療、介護であるとか、そういうのもあるんですが、移住者を歓迎する、U・I・Jターンの移住者の支援制度の充実ということがあるんです。もちろん、その中には空き家バンク等もありますし、ホームページ等も見ていただくとわかるんですけれども、ここを押すとそういうのが出てくるというような、歓迎していますよと見るからにそういうホームページもあります。実際、九州の大分県ですから気候もいいところでしょうし、住みやすいところだとは思いますが、それにプラスして、こういった施策で人を呼び込むようなことをやっている。ここについては調べていただければすぐわかると思いますので詳しくは述べませんが、移住者のための支援ということを見ると、米沢も決して何もやっていないというわけではなくて、新年度の予算にも若者移住促進事業とか奨励金とか、そういうものが上がってはいますので、そういうのは積極的に推し進めていただきたいと思うんです。

調べているところで、山形県内でそういう促進をするための何か施策はやっていないだろうかと思ったら、朝日町で空き家改修補助金という制度がありまして、これは売買または賃貸の契約をされた空き家の改修工事、水回りだとかト

イレだとか、そういうものの改修工事をすると、上限30万円で2分の1まで補助するという制度がありました。よく調べてみると、実は山形県の制度なんです、これは。山形県の場合は年齢制限があつて、40歳未満の方とそれ以降の方では若干出る金額とか違うんですけども、朝日町は一律にしているの、多分足りない分は自前を出しているのかなという気はいたしますが、山形県の制度として空き家改修補助制度というのを山形県もやっております。これは今述べた朝日町と全く同じ制度でありますけれども、ただこの制度は、この補助を申請する場合に、空き家バンクを運営している市町村を通しての補助ということになっているんです。ということ、米沢市に他県から住みたいと思つて、いいところ見つけた、補助制度あるんだ、米沢市に申し込もうと思つても、補助を受けられないということになるわけですね、現状では。こういうこともありますので、ぜひ空き家バンクを開設していただけないかというふうに申し上げているんですが、その点、いかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 県の制度についても承知をしております。若者移住について奨励金制度というものを去年からスタートさせたわけですが、トータルでU・I・Jターンを促進していくという情報発信としては、まだ米沢市は弱いところは自覚しております。新年度ですが「地域おこし協力隊」の招聘も実は考えておりますが、この中で担っていただく業務の一つとして、米沢に移住していただくための情報発信、これについての仕組みづくりについても業務としてお願いしたいと思っております。私ども地域振興担当のほうでも、こうした情報発信、総合的な情報発信については、できるだけ早い時期にこれを整備していきたいと思っておりますので、今ありましたような大分県豊後高田市の事例なども参考にさせていただき

ながら、トータル的な情報発信ができるような環境をつくっていくように努力をしていきたいと思つています。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) ぜひ、そういった施策は推し進めていただきたいと思つています。

朝日町で、今の補助金制度と別なんです、空き家利用促進奨励金というのが、こちらは空き家バンクを利用して空き家に移住してから6カ月を経過した方には10万円を差し上げます。これは多分自主財源でやっているのではないかと思われまふけれども、こういった制度もあります。こういったことを積極的にやることによって、県外であるとか他地域からもたくさん人々を呼んで、住んで、人口をふやしていこうという気持ちがよく伝わってくる制度だと思つていますので、米沢もぜひ、予算とかそういうのはいろいろあると思つても、ぜひこういった制度を充実していただいて、複合的に、ほかの若者移住であるとかそういうものも全部含めて複合的にたくさん人々を呼べるような、そしてまた情報を発信していただければ、人口の増加という方向にもいい影響を与えるのではないかと思つております。ぜひ推し進めていただくように、これは要望しておきます。

続いて、コミセンの改築ということですが、耐震診断は行わないというのではなく、25年度から順次やっていくということですから、ただ、その結果です。老朽化して半世紀近い年月がたっているコミセンもあるわけで、そこは当然、現在の耐震基準では全然おさまらない可能性がありますので、ぜひ計画的に建てかえの方向でしていただければ、住民の方の地域活動にも安心・安全という部分からも大変助かりますので、ぜひそつちからお願いしたいと思つています。

耐震調査をこれから行って、その結果によってどうなるかというのはまた別なんです、先ほ

と言った建てかえの要望書の中で、安全性から言って、古いところのコミセンは避難所の指定から外してもらいたいという要望が上がっているんですが、その点はどうお考えですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 避難所につきましては、災害によって自宅での生活が困難になった場合、一時的な生活を確保する意味で設置するものでございますが、現在、全てのコミセンがその対象になっております。もちろん、大規模地震が発生した場合にはコミセンの耐震性について議員の御指摘のように何とも言えない部分がありますが、実際、災害につきましては大規模地震のみならず、台風、長雨等、さまざまなことが想定されます。そういった場合に、やはり一時的な生活を確保する場所としてどうしてもコミセンは必要だと考えておりまして、避難所に今も指定しているというところでございます。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) 地震だけではありませんからね、確かに。ですけれども、地震というのはいつ起こるかわからないので、逆に言うと、大雨でみんなが避難しているときに大地震が来ないとも限らないわけです。そういったことも勘案していただいて、先ほど名前の上がった窪田、上郷、田沢の3館は、やはり早急に改築の方向で考えていただければと思います。

国の追加で交付金が来たらば予算の組み替えを行って、余剰する部分が出たらば、それは使わないで基金に充てるというような回答があったと思いますが、使わないということではなくて、必要としている事業がたくさんあるわけですから、そういうものに積極的に使っていただいたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 耐震診断、それから改築も含め、これから耐震のアクションプログラム、そういうことで進めていこうとしているところで

ございます。計画に基づいて予算執行していく原則もありますので、もちろん全部が全部基金にそくつとではなくて、さまざま検討はしてまいります。まずは計画を立てさせていただきたいと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) ぜひ、改築の要望というのはかなり地区からあると思いますので、安心・安全のためにも早目に計画をしていただいて、それをお示しいただければと思います。これは要望して終わりにしたいと思います。

○佐藤 兵議長 以上で12番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、交通基盤整備による産業・観光の振興とまちづくりについて、5番木村芳浩議員。

〔5番木村芳浩議員登壇〕(拍手)

○5番(木村芳浩議員) 米沢維新会の木村芳浩でございます。

本日から弥生3月に入りました。梅、桜香る3月は卒園、卒業式の時期でもあります。これから市内の各地で卒園、卒業式を迎えられます卒業生の皆様に心からお祝いを申し上げ、米沢市の将来の担い手として、さらなる研さん、御活躍をされますことを願い、早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、交通基盤整備による産業・観光の振興とまちづくりについてであります。少し夢のある思いと理想を交えて、3項目お聞き

いたしたいと思います。

まず初めに、東北中央自動車道完成へ向けての産業・流通ネットワークについてであります。

平成29年度の完成に向けて工事が進められている東北中央自動車道であります。これまで長年にわたり国や県に要望を行ってきた成果がようやく日の目を見る日が近づいてまいりました。近年の高速道路整備がもたらす背景には、地域活性化を機軸として企業誘致や観光誘客などの景気対策を含めた考え方が基本に据えられ、2004年の小泉政権からは料金システムにE T Cが生まれ、曜日や時間による割引制度や利用料金の上限を設定し、経済対策を含めて形どられてまいりました。政権交代を果たした民主党は無料化社会を打ち出し、実験区間も一部で行われてきたわけであり。こうした背景や検証結果などを考えると、渋滞緩和や物流コストの軽減、観光振興やCO<sub>2</sub>排出量、他の公共機関への影響など、さまざまにメリット、デメリットが浮き彫りになってきたわけであり。

中央道の完成を待ちわびるときに、福島ジャンクションから米沢インターチェンジは無料化になる予定であることから、前文申し上げました検証結果をさまざまな視点から考える必要性があると思うのであります。もちろん、1つの施策で数多くの目的を同時に満たすことは不可能に近いであろうし、地域活性化や目的に沿ってプラス効果を生み出すことが波及効果を有効に生かす取り組みにつながり、必要不可欠なものになるのではないかと思うのであります。

米沢市の特性を生かしていくためにも、地域に対し高速道路が生み出す成果をどのように捉え、米沢市の産業、観光に結びつけていこうと考えておられるのか、アクセス道路等の現在の取り組み状況もあわせて、御所見をお伺いいたします。

また、現在の米沢～福島間は国道13号が生活路線、産業路線として役割を果たしております。

この区間にも万世梓山、赤浜、栗子、板谷といった地域で生活を送られている、あるいは御商売をされている方々がおられます。中央道の完成を見れば交通量も現在よりは少なくなり、ドライブインやペンション経営などにも影響が少なからず出てくることも考えられます。地域の歴史を振り返ってみたとき、山形県令三島通庸が開いた万世大路栗子隧道や板谷、峠、大沢駅で行われたスイッチバック式の鉄道跡など、今でもマニアが全国から集まるほどの産業文化資源、自然遺産とも言える場所が多く残っております。こういったところを新たな米沢の観光地として整備を行えば、過疎化や空洞化といったことを未然に防ぎ、人が通う山間村に生まれ変わり、そこに生きる人々の地域おこしにもつながっていくのではないのでしょうか。地域を生かす、守ることも、中央道の開通に合わせて考える必要があると思いますが、当局の御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、本市とJR東日本との連携、フル規格新幹線の早期実現に向けてと、3項目めのやまがた花回廊キャンペーン、2014年度山形デスティネーションキャンペーンへ向けての取り組みについて、あわせてお伺いいたします。

本市は、これまでも長年、観光誘致の策としてJR東日本やさまざまな旅行業者、団体と連携を行って、観光誘客に取り組んできたと思われ。端的にお聞きいたしますが、本年度、JR東日本と連携を組んで取り組む観光誘客策、観光プランがあれば、お伺いいたします。

吉村知事は2期目の政策の中で、山形新幹線のフル規格化を目指して国や関係機関などへ整備促進に向けて働きかけを行う方針を打ち出しました。山形新幹線は平成4年の開業以来、県民の足となって首都圏との架け橋となり、これまでも多くの経済効果を生んでくれたと思うのであります。そんな山形新幹線がフル規格に整備されることを願い、県とともに整備促進に向け

て取り組んでいけば、50年後、100年後の郷土に夢が持てると思うのであります。

しかし、その反面、この整備を行うには莫大な予算が必要になり、いつ整備計画に乗ることすらわからない部分も持ち合わせているのが現実であります。それでも、山形県民、各市町村が夢のある政策を打ち出すことも未来ある地域の担い手のために大変重要な課題の一つであると考えますが、整備促進に向けて本市としてどのようにお考えになるか。

あわせて、私はJR貨物の復活も願うのであります。太平洋圏、日本海側の工業地帯では今もJR貨物が走っており、生産拠点を持つ企業は物流の選択肢にトラック以外のJR貨物や空輸、海路があります。米沢市のように物流の選択肢がない工業地帯を持つ地域はトラック輸送に依存しなければならない現実があり、近年の燃料の高騰で輸送業者も品物を依頼する企業もコストが割高となり、そのあおりを受けて企業縮小や海外に拠点を移すなどが当たり前の時代が変わってきた今日、企業誘致にも少なからず影響が出ている要因の一つとして考えられるのであります。

そのようなことから、新幹線のフル規格化と貨物の復活も一緒に整備促進の要望を打ち出すことができれば、米沢の産業、観光に光が当たっていくのではないのでしょうか。

また、米沢駅へおり立つ観光客に城下町米沢を感じ取れるような駅前整備も今後の総合的なまちづくりの取り組みの中にお考えがあるのか、御所見をお伺いいたします。

4月15日から3カ月間開催されますやまがた花回廊キャンペーンに向けて、実行委員会との連携と本市の取り組み、来年開催されます国内最大規模の観光誘客事業、山形デスティネーションキャンペーンに向けて、本市が考える産業・観光施策の中身はどのようなもので、経済効果をどの程度見込んで目指していこうと考えてお

られるのかお伺いし、この春、御勇退なされる産業部長、建設部長に夢のある御答弁を御期待申し上げます、関係部署において長年御尽力なされてこられた退職予定の皆様方にも敬意と感謝を申し上げます、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの木村芳浩議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、JR東日本との連携及び山形デスティネーションキャンペーンへの取り組みについてお答えをいたします。

初めに、JR東日本との連携についてですが、まずPR活動への協力が挙げられます。上杉まつりや上杉雪灯籠まつりなど本市のまつり開催告知のために、米沢駅はもとより隣の福島駅へもPR看板を設置していただいております。また、仙台駅構内で観光キャンペーンの場所を提供していただいておりますし、上杉まつりに合わせた臨時列車も運行していただいております。また、JR東日本が主体となって募集する旅行商品の「駅長オススメの小さな旅」や「駅からハイキング」などの実施に当たっても、市から情報提供を初め、協力をしています。

さらに、やまがた花回廊キャンペーン、山形おきたま冬のあった回廊キャンペーンなども、JR東日本との連携のもとで展開いたしております。

また、2月の初めでありましたが、東京方面から10数名の団体旅行がありました。冬の米沢めぐりというツアーで、1泊2日でありますが、雪菜掘り体験からみそづくりから、さまざまな体験をして、そして地元のおいしいものを食べて温泉に入ってということでありましたが、旅行者の方々、私もお昼を同席いたしました、大変喜んで、米沢の味を満喫して帰られました。これもJR東日本にお願いをして実施していただいた企画でありました。

このように、今後ともJR東日本との連携で米沢の独特のよさを味わっていただけるような体験旅行の展開も十分可能ではないかと思っております。

農林課のほうには、この冬の米沢味めぐり1回だけで終わらせるのではなくて、今後たくさんの方々が米沢に来られる、そういう呼び水として活用することはできないかどうか検討してもらいたいというふうに指示をいたしております。

次に、やまがた花回廊キャンペーンと山形デスティネーションキャンペーンに向けた本市の考えと取り組みについてお答えをいたします。

4月から始まるやまがた花回廊キャンペーンは、平成19年度から毎年実施しており、昨年度で7年目を迎えます。この山形花回廊キャンペーンは、花、食、歴史、町なか歩きをキーワードとするもので、小グループ旅行客向けの地域の魅力を生かした企画商品です。これは現代の旅行スタイルに合っており、広域的な観光客誘致に非常に有利な取り組みであると考えております。

また、来年開催される、10年ぶり、6回目の山形デスティネーションキャンペーンは、JRグループが総力を挙げて実施する国内最大規模のキャンペーンであり、前回のおいしい山形デスティネーションキャンペーンの年には、山形県で過去最高の観光客数を記録し、その効果は絶大なものがあります。来年度の本番に向けて、ことしはプレ期間として、自然の恵みに感謝する草木塔の精神文化など米沢の新たな観光素材を活用した旅行商品の提供や、小グループ、個人旅行客向けの現地案内の強化などを通して、滞在時間を長くする仕組みづくりを行ってまいります。

さらに、現在、山形デスティネーションキャンペーンへ本市から提供する観光素材として二次交通プランや観光地周遊企画などについて、山形デスティネーションキャンペーン推進協議会の置賜地域委員会を中心に検討中であります。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、交通基盤整備による産業・観光の振興とまちづくりについてのうち、高速道路が生み出す効果をどのように捉え産業・観光振興に結びつけていこうと考えているのかと、中央道の開通によって栗子周辺などで営業を行っている業者は影響を受けられるが、こうした地域の過疎化・空洞化対策をどう考えるのかについてお答えをいたします。

高速道路交通網の整備は地域間交流を促し、産業や観光の振興などに大きな効果があるものと認識しております。高速道路の整備により、移動時間の短縮の効果を生かし、本市の自然や歴史、人や文化といった魅力を生かした滞在型の新たな観光プランの提案などによる交流人口の増加や都会からの移住や二地域居住の促進による定住人口の増加、企業誘致による新たな雇用創出に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、開通に伴って、地域を生かし守り、過疎化や空洞化を防ぐ考えについてお答えをいたします。

議員お述べのように、国道13号の福島～米沢間の交通量が減少し、沿線の観光施設等への影響も懸念されるところであります。こうした負の影響を最小限にし、地域の活性化を図っていく必要があるものと考えております。特にスキー場については、主な集客エリアである福島県や北関東周辺のお客様が蔵王など遠方のスキー場に流れるおそれもありますので、スキー場やペンション関係者などと連携を強化し、キャンペーン等の戦略を図ってまいりたいと考えております。

また、近代化歴史遺産として認定されました栗子隧道や奥羽本線のスイッチバック遺構等の歴史資産があることにつきましては、こういった資源の活用については、新たな観光素材の発掘

などの点からも地域の方々や関係者ともさまざま協議をして研究してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、東北中央自動車道完成へ向けての産業流通ネットワークについての御質問のうち、アクセス道路の現在の取り組み状況等についてお答えいたします。

初めに、東北中央自動車道の進捗状況ですが、国土交通省が記者発表している事業の進捗率は、福島～米沢間が約55%、米沢～米沢北間が約37%で、平成24年3月末での事業費をベースに算出しているとのことで、年度途中である現時点での把握は難しいとのことであります。

なお、栗子トンネルの掘削工事の進捗率は毎月公表されておりますので、1月末現在のトンネル掘削延長は7,357メートルで、掘削進捗率が約82%であります。

また、供用の時期につきましては、福島～米沢間は平成29年度と公表されておりますが、米沢～米沢北間は着手後おおむね10年程度を目指すものの、完成に向けた事業環境が整った段階で公表するとのことでありますので、米沢市としては、福島～米沢間と同時期に完成するよう引き続き国土交通省に働きかけをしてまいります。

次に、追加インターチェンジの進捗状況ですが、昨年4月に東北中央自動車道と交差する主要地方道米沢高畠線の連結が許可され、（仮称）米沢中央インターチェンジとして山形県が追加インターチェンジの整備を進めており、米沢市では事業費の10%の負担を行っております。事業の期間は平成28年度までの予定で、現在用地買収や埋蔵文化財の調査まで完了し、来年度は周辺水路の整備を進めると聞いております。

次に、追加インターチェンジへのアクセス道路

の進捗状況ですが、（仮称）米沢中央インターチェンジに接続する道路は主要地方道米沢高畠線で、昨年12月に天王川から高畠町との境界まで2車線での供用が開始され、高畠町方面から市内へのアクセスが向上したところであります。しかし、東北中央自動車道の供用が開始されれば交通量のさらなる増加が予測されますことから、道路管理者である県が主要地方道米沢高畠線の国道13号から（仮称）米沢中央インターチェンジ間の4車線化の工事費を来年度予算に計上したとお聞きしております。

また、国道13号から一般県道万世窪田線までの区間の4車線化につきましては、本市の重要事業に位置づけ、その整備促進と早期着工について県に要望しているところでありますので、

（仮称）米沢中央インターチェンジから一般県道万世窪田線までの区間の4車線化についても引き続き事業促進と早期着工を強く県に要望してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、フル規格新幹線に向けた取り組みについてお答えをいたします。

現在、県や市町村、経済団体等で構成しております「山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会」では、奥羽本線の複線化や高速化の推進など、現行のミニ新幹線を基本とする機能強化を最重点項目として、長期的展望に立った要望活動等の取り組みを進めております。このような中、山形県知事が奥羽・羽越新幹線の整備を選挙公約として掲げられたところでありますが、県では現段階においては奥羽・羽越新幹線の建設促進に必要な調査を行うことを基本として国への提案や県民の機運の醸成に取り組むと伺っております。

フル規格新幹線の整備は複線化等を最重点項目

とする現行の方針からさらに大きな展開を図るものでありますので、本市といたしましては、県や同盟会などの動向を確認した上で市としての方針を検討してまいりたいと思います。

次に、J R貨物の乗り入れに向けた取り組みについてであります。

フル規格新幹線を整備する場合には、現状のように在来線と新幹線を混在させることはできませんので、新たにフル規格のための軌道を整備する必要があります。その上で、単独となる既存の軌道を日本で一般的に敷設されている狭軌に戻すことにより、東北本線など他の路線からの列車の乗り入れが可能となり、当然ながら貨物列車の往来もできるようになります。

このことにより流通ネットワークの多様性を確保できるということを考えれば、本市にとっても非常に大きなメリットになるものと考えております。この対応につきましても、県の方針を確認した上で、その方向性を検討してまいりたいと思います。

それから、駅前の再整備の構想についてであります。

米沢駅前には、首都圏を初め本市外からいらっしゃる方々にとって米沢の最初の印象をあらわす顔のような場所であると認識しておりますが、米沢駅周辺の整備につきましては一定程度完了しており、現段階で具体的な構想は持ち合わせてはいないところであります。

しかしながら、今後フル規格新幹線の整備が具体的な動きとなって出てくれば、改めてその時点で検討していく必要があると思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番（木村芳浩議員） まずは、御答弁ありがとうございました。

まず、中央道の完成に向けてでございますが、御答弁にありましたように、これは29年度完成

していきますと、地域経済、産業、観光などに欠かせない推進事業であることは言うまでもありませんが、地域社会の発展には、こういう交通、物流ネットワークは今後も推し進めていかなければならない大変重要な課題だと私も思っております。平成25年度の重要事業の要望書にも約10項目、国や県に対しまして要望が上げられている。今部長から御説明があったように、県の25年度の取り組みで、今県議会のほうでも予算の中に新たな予算づけがなされると私も聞いております。これは部長を初め当局の皆様のご御努力なのかなというふうに思っております。ぜひ今後も根気よく国や県に働きかけを推し進めていただきたいと思います。

また、国におきましても先日、国土交通省の補正予算の内示が出たわけですが、こちらでも福島～米沢間、約10億円、25年度ついておりますので、ぜひ国のほうにも関係部署と力を合わせて推し進めていただきたいと思います。

それから、フル規格の新幹線の早期実現、それから貨物の復活、今壇上のほうでも申し上げたとおり、これは莫大な費用がかかっていく。県におきましても関係機関におきましても、これから進めていく中で恐らく50年ぐらいかかるのではないかと、しかしながら、この地方、例えば米沢をこれから担う子供たち、あるいは今企業なされている企業を守るためには、21世紀を迎えて、地方がとっていかねばならない交通網整備というのは、これはかなり機軸になってくると思われます。

そうした中で、今、長野新幹線の延長で北陸の新幹線がこれから開業を目指す、あるいは新青森駅から函館、北海道へと、どんどん全国、新幹線の交通網が広まっていく中においては、ものづくりの東北と言われる中でフル規格の新幹線、あるいはJ R貨物というものが非常に企業誘致においても必要になってくる、需要が高ま

ってくるのではないかと思われま。ぜひこちらのほうも、夢のある政策の一つであると思われま。ぜひ県や同盟会との連携を図りながら推し進めていただきたいと思います。

最後に、JR東日本との連携、あるいは今年度4月15日から始まります7回目の花回廊キャンペーン、あるいは来年度予定されます山形ディスプレイキャンペーンに向けてであります。その前に、きょう、議長のお許しをいただきまして、2つ資料を用意させていただきました。

まず、第1番目の資料をごらんいただきたいと思います。こちらは平成24年3月17日改訂版の時刻表なのでありますが、現在、米沢市で通勤通学の方々、観光に来られた方々が利用する際に、ちょっと疑問が残る部分があるんです。米坂線の上り、始発なんです。6時13分、今泉を出てきまして米沢駅が6時43分、これで山形方面に乗り継ぎをされる方が、実は6時42分に奥羽本線の下り線が出発してしまう、こういったアクセスが今現在ございます。昨年の夏ぐらいでしょうか、米沢市民の方から御相談を受けまして、こういったアクセス路線の改善を市として取り組んでいただけないものかという御要望がありました。確かに、通勤や通学を考えますと、山形まで行かれる方は、ちょうどこの6時42分に乗りますと7時半には山形市に着ける。あるいは、夏場、部活動などで、山形の高校に通われている高校生や学生さんなども、実際、8時前には山形に到着したいという時間的な流れがございます。

これは以前にも当局にも御相談をして、この改善がなされないものか、JRに働きかけをお願いしたいという要望をしておりました。先週、私、仙台のほうにもお伺いさせていただきました。25年3月16日の改訂版では、この時間帯の変更は現状のままというお話を聞いてまいりました。この件について詳しくおわかりになれば

教えていただきたいんですが。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員のお尋ねもあつてですが、昨年の12月にJR米沢駅と情報交換させていただく機会がありまして、このダイヤのアクセスの部分について具体的な内容とともにお願いをしてまいりました。口頭ではあつたわけではありますが。駅側としては、今後の調整について前向きに取り組んでみたいという返事をいただいております。ただ、結論としては、議員御指摘のように、今回のダイヤ改正には反映されなかつたわけではありますが、12月にお会いした段階では、今回の3月のダイヤ改正の規模、相当今回小さい規模であつたように思われます。もう既に概要が決まっていたという部分もあつて、この反映は今回間に合わなかつたということもあると思っております。

ただ、まだ正式な要望としては、これまで、さかのぼって調べてみますと、米坂線期成同盟会等ではやってこなかつたという経緯がございます。それにはさまざまな理由があつたわけではありますが。ただ、今、1分差において乗り継ぎができないという状況を何とか改善したいという思いは私どももございますので、今後であります。米坂線整備期成同盟会の要望項目となるように働きかけをさせていただければと思っております。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番(木村芳浩議員) ぜひ要望活動、これも進めていただきたいと思います。

時間がないので、次に進みます。

もう一つ、資料2としてつけさせていただきました。こちらは、仙台駅構内にあります在来線の料金案内板でございます。ここは、よく見ますと、米沢区間、板谷から置賜駅ががくつと抜けているんです。これ6パネル、仙台駅の中でございます。もちろん、新幹線ホームは米沢の表示はされておるんですが。これから例えば花

回廊であったり、仙台駅でPR活動をさせていた  
ただとくに、ここに米沢区間が全く載っていない  
現実があるんです。これも昨年の市政協議会  
で私も口頭で言わせていただいたんですが、  
この辺の要望というのは、これまで仙台駅ある  
いは宮城県、仙台市のほうに御要望というのは、  
なされてきたものでしょうか。もしなされてこ  
なければ、ぜひこの活動も推し進めていただき  
たいと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 これまで議員からも御質問あ  
りましたとおり、承知しているところでありま  
すが、仙台駅長にかつて要望してまいった経過  
がございますが、まだ直っていないということ  
でありますので、再度、強力に要望していき  
たいと思います。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番(木村芳浩議員) ぜひ、これから花回廊キ  
ャンペーンも含めて、山形デスティネーション  
キャンペーン、来年続きます。先ほど御答弁い  
ただきましたとおりのJRが力を入れていく部  
分にかに地元が乗っていけるかということだ  
と思いますので、ぜひ力強く推進していただき  
たいと思います。

以上で終わります。

○佐藤 兵議長 以上で5番木村芳浩議員の一般質  
問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

~~~~~  
午後 1時31分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、伝統を重んじ新しきことに挑戦している  
若者たちの取り組みに対する支援について、19

番相田光照議員。

〔19番相田光照議員登壇〕 (拍手)

○19番(相田光照議員) 一新会の相田光照です。  
本日傍聴に来ていただいた皆様、本当にありが  
とうございます。

今回は、伝統を重んじ新しきことに挑戦してい  
る若者たち、その取り組みに対する支援につい  
て、提案型の質問をさせていただきます。

今回も議長の許可を得まして、配付資料ととも  
に壇上での補助資料、そしてこの結婚式のよう  
な格好ではありますが、どうか皆様、御了承い  
ただきますよう、よろしく願います。

では、質問に入らせていただきます。

まず初めに、このタキシードについてお話をさ  
せていただきたいと思います。人生で初めてタ  
キシードというものを着用させていただきました。  
何かいつもと違う、凜とした、そんな感じ  
がします。この3月議会は、私が言うまでもな  
く、35年の歴史を持つ「きもの議会」でありま  
す。基幹産業であり、長年にわたり地域経済の  
発展に貢献している米織業界の振興と活性化を  
支援するために続く伝統行事です。実は、この  
タキシードも100%米織です。米織は着物、その  
ようなイメージがありますが、現在では和装部  
門が35%、洋装部門が65%と、洋物への取り  
組みが主になっております。そんな米沢繊維協  
同組合連合会が昨年10月、東京展示会におい  
て、青年世代が中心となり、伝統に挑戦するとい  
う形で、自分たちの誇りを具現化したのがこの  
タキシードであります。シルクが6割、ウールが  
4割と仕上がりは軽くなっておりますが、その  
青年たちの思いが詰まったこのタキシードには  
重厚感を感じております。

続いて、こちらの野菜をごらんください。みず  
みずしく張りがあり、そしてしっかりと身が詰  
まっております。この野菜はハウス栽培でもな  
く、また暖かい地方でつくられた野菜でもあり  
ません。米沢で生産され、そして今も出荷をさ

れている野菜であります。これらの野菜は、米沢青果寒中野菜部会において新ブランド化を目指して「寒中野菜」という名称を商標登録し、10年前より生産、出荷されているものです。このキャベツ、白菜、ネギ、この3種の新興作物は、米沢の冬の農業を変える大きな可能性を持っている野菜であります。

初めて寒中野菜という言葉を目にした方もおられると思います。寒中野菜とは、初雪がかかる時期に収穫し、キャベツは雪の中で、ネギと白菜は寒さにさらし、野菜自体の生きようとする力によって甘味やうまみを最大限に引き出したものであります。特徴は、何といたっても甘さにあります。この3品の糖度は8度から10度。これはイチゴ並みの糖度であります。特に、ふだんなら捨ててしまう芯の部分、この芯の部分に至っては、最高糖度12度を計測したものがあろうです。これはスイカと同じ甘さということになります。糖度が高いということは大きなメリットがあります。それは、味つけに使う調味料が少なく済む。砂糖やみりんも少量で済む、エコ野菜とも呼ばれております。

そして、驚くことに、この部会は置賜圏内に約20数名おられます。ただでさえ農業後継者が少なくなる中、この部会の約8割は20代から40代の青年世代であるということです。

今回は、生産者組合寒中野菜部会、米沢繊維協同組合連合会の青年世代に焦点を当てました。なぜ、この2つなのか。そこには、大きな理由が存在します。何百年も古くから農業と織物業は米沢を支えてきた基幹産業であります。そして、半世紀前には多数の従事者によって成り立っていた両産業が、現在では従事者の減少によって裾野が小さくなり、未来を見据えれば、後継者の育成と確保は最大の課題であるということです。

これらのことを踏まえ、質問させていただきます。

まず1点目、生産者組合寒中野菜部会、米沢繊維協同組合連合会への支援の現状についてお尋ねいたします。

2点目は、このように受け継がれてきた産業の中で、伝統を重んじ新しきことに挑戦している若人、ものづくり米沢を牽引してきている若き職人、また新しき産業の中で挑戦している各分野の青年世代の取り組みを、広報よねざわにて特集してはどうでしょうか。

光を放つ青年世代は、米沢の星です。農業も米織も、まだまだ知られていないことが数多くあります。だからこそ、資金補助という支援に限らず、若年層にも老年層にも、より多くの市民に周知してもらう支援こそが今最もすべき支援であり、裾野を広げる一助となると私は考えております。

私自身も、神聖であり伝統のある議会という場において市民に開かれた議会にしていくため新しきことに挑戦していきたい、そんな思いを胸に抱きながら、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○佐藤 亮議長 小川産業部長。

[小川正昭産業部長登壇]

○小川正昭産業部長 議員には米沢のブランド品を御紹介いただきまして、ありがとうございました。

私からは、生産組合寒中野菜部会及び米沢繊維協同組合連合会への支援の現状並びに後継者育成支援策の実施状況についてお答えいたします。

初めに、米沢青果株式会社生産者組合寒中野菜部会への支援の現状についてお答えいたします。

まず、ハード事業といたしまして、今年度は寒中野菜部会からの要望を受け、県単独補助事業の活力ある園芸生産地支援事業を活用し、生産者の労力節減や生産量アップを図るため、ネギの根と葉を切る根葉切機を2台導入する支援を行ったところです。

また、消費拡大としては、昨年度から教育委員

会と連携し、学校給食に地場産農作物を供給するシステムのモデル事業を実施しており、その品目に寒中ネギ、キャベツ、白菜を加え、寒中野菜の消費拡大に取り組んでおります。

そして、PR活動といたしまして、卸売業者の米沢青果株式会社と連携し、スーパーのバイヤーと生産者を結びつける寒中野菜の「目揃会」を行い、PRに努めたところであります。

次に、米沢繊維協同組合連合会への支援についてですが、米沢織は申し上げるまでもなく長年本市の基幹産業を担ってきた産業であり、品質向上などを目的として同業者で組織された米沢絹織物業組合は昨年度創立120周年、組合連合会が組織されてからは50周年を迎え、長い歴史がございます。江戸時代から始まった産業は、化学繊維の開発の進展に伴い、婦人服地の分野で技術開発を行ってきたことから、織りの分野では世界に誇れる技術を持っております。また、袴地は日本で95%以上のシェアを持っており、これは言うまでもなく日本一であります。和装のほか洋装についても販路拡大が積極的に行われ、海外の有名アパレルブランドに米沢織の生地が使われております。

このように高品質な米沢織の産業振興の支援を目的として、本市では、販路拡大事業、新商品新技術開発事業、情報収集提供事業、販売促進開拓事業、永年勤続表彰事業、伝統織物振興事業を行っている米沢繊維協同組合連合会に対し、事業費の約2分の1に当たる費用を補助しております。新年度予算といたしましても補助金額650万円を計上しているところであります。

また、後継者育成支援といたしましては、現在平成23年度から平成25年度までの3カ年で実施している地域雇用創造推進事業、いわゆる雇用創出を目指したパッケージ事業の中で米沢織伝承者特別養成セミナーとして取り組んでおり、伝統産業米沢織の技術を習得し将来米沢織をなりわいとしていきたい方を対象に技術者の養成を年間

を通じて行っております。平成23年度は11名の受講者があり、5名の方が24年度、応用編に進んでおります。また、24年度も新たに11名の受講者があり、現在技術習得に努めているところであります。

私から以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、広報掲載についてお答えをさせていただきます。

広報よねざわは、行政情報の提供を主としながら、わかりやすい広報、市民に親しまれる広報を目指しております。将来にわたる産業の継続発展には、後継者問題は重要な課題であります。その根本的な対策については別に考えていかなければなりません。御指摘のように、今頑張っている若い世代の方々にスポットを当て、これを広くお伝えすることで市民の理解が深まり、また関心が高まることも十分に期待できる一つの方策であると認識しております。機会を捉えながら、関係部署と連携を図って、広報への掲載を考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） ありがとうございます。

それでは、寒中野菜のほうからお尋ねいたしたいと思っております。私の家でも、よく母が白菜を雪の中で冬の期間貯蔵して、それを食べていたという記憶があります。ですが、どうしても雪の中に入れておくと葉っぱが腐食してしまう。水分が多過ぎて、大分葉っぱを剥がしてから食べるというイメージがありました。でも、この寒中野菜は、非常に糖度が高いだけではなく、水分が少ない。つまり、水分が少ないということは、煮物にすればよく味がしみるということ、冬の野菜、伝統的に冬野菜は雪菜、豆もやし、米沢にはそういう伝統野菜もありますが、これ

からの米沢を考えていけば、この寒中野菜という作物は、冬の農業振興において非常に重要なポジションに上がってくるのではないかと私は考えていますが、部長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 私もそのように考えておりますので、今後、米沢市の園芸振興計画の見直しや今後策定してまいります米沢市農業振興計画などにも関連してくることでありますので、検討させていただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番(相田光照議員) 市単独事業の園芸生産振興事業、この事業の中には雪菜、豆もやし、ウコンという米沢の伝統的な野菜も含まれております。ですが、この中にはまだキャベツ、ネギ、白菜というものは入っておりません。これから計画策定をしていくであろう本市の農業振興計画においても、しっかりとこの寒中野菜、米沢の可能性のあるこの野菜を入れていただきますことをお願い申し上げたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では、皆様にお配りしました資料のほうを使わせていただきたいと思います。この資料2つ目は、今現在それぞれの分野、この2つの分野で青年世代が取り組んでいる取り組みを列挙いたしました。寒中野菜は概念への挑戦から始まったと思われまます。冬の米沢で作物なんかできるか、つくれるのか、そういう意識改革からまずスタートしたのであろうなど。

そして、米織組合は去年、繊維共同組合の50周年を機に青年世代へ、父の年代から代がわりをして、しっかりとこの繊維組合は若い世代で担ってってくれよ、そういう旨の話があったそうです。つまり、青年世代にとっては非常に重圧と責任、でもこの伝統のともしびを決して絶やさずことなく、前に進む選択肢しかなかったはずで、どうせ進むのであれば、しっかりと自分

たちのものをつくる、決して模倣する、まねをするものではなく、それぞれの研ぎ澄まされた感覚で新しい変革を求めて動いていったのだなと思われました。

寒中野菜のほうでは、先ほど小川部長のほうからもありましたが、給食でも使われております。1年に1回という形で使われております。そして、品評会において実食、そして売り込みをすることによって、大手スーパーとの契約に至った。しかし、いかんせん、人がいない。20数名でやっていて、なかなか需要と供給が合わないというのが今の現状だそうです。そして、やはりもっともっと供給できる人材育成をしていきたいというのが本音のようであります。そして、寒中野菜部会の写真の上から6項目めにあります、市内障がい者施設との連携というのがあります。これは、生産者側にとっては人員の確保、例えばネギを抜いてもらう、ネギを洗ってもらうという人員確保にもなり、そして施設のほうでは新しく働く場という形で、お互いにウィン・ウインの関係になっていったんだなということです。

そして、米織のほうでは、先ほど和装のほうは35%と、全体的に言えば3割5分しかありません。しかし、若い人たちは、和装においては新ブランドを米沢市の同業者、仲間とともに立ち上げております。「新風(シンプウ)」というブランド、そして「米舂絆(ヨネザワハン)」、「舂(ザワ)」は「技」を反対にして「ザワ」と読ませ、「絆」はきずな、「米舂絆」、この米舂絆の取り組みが非常にユニークであります。上の写真、サクランボの枝、ラフランスの枝からエキスを抽出して、しっかりとその出した液で着物を染める、糸を染める、布を染めるという試みをしているそうです。

そして、洋装のほうでは、これも流通を拡大していき、販路を形成してきた。日本にとどまらず、海外にも多くのブランドがあります。エル

メス、ヴィトン、アルマーニ、グッチなど、誰もが知っているブランドに対して生地が卸されているという事実は、意外にも知られていません。

そして、服地をつくる、袴をつくる、米織はそれだけではなく、糸をつくる、そして染める、買継をする、さまざまな連合体になって成り立っております。その染色の一つ、捺染という染め方があります。昔のこいのぼりなんかはよく、のりをつけて染めて、そののりをは剥がしていく、そういう方法ですが、この捺染という染色技術も非常に世界的に認められており、バーバリー、そしてニナリッチなどというブランドのほかにも、我々がよく目にするNTTドコモ、ソフトバンク等の女性のスカーフに用いられている、この事実があります。

それを踏まえて、先ほど木村議員のほうからもありましたが、JRのデスティネーションキャンペーンのイベントが25年に行われます。ここにおいて米沢のものをPRしていくという考えを産業部長は多分お持ちだと思います。米織なんかを宣伝していくということは具体的にお考えのところなんかはありますでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほど市長がお答え申し上げましたが、若手の検討会のほうで現在商品メニューの検討を行っております。その中で当然米織関連の情報発信についても大切でございますので、例えば紅花染、あるいは草木染の体験のほか、手織りの体験、あるいは着物を来て町なか歩きをすとか、さまざまアイデアがあると思いますので、今後、米沢繊維協同組合連合会も参画しておりますので、連携しながら、観光素材として貴重な米織を発信してまいりたいと考えております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 全国の地域ブランド調査、市長が昨年もお話しいただいたと思います。

昨年、米沢市という地域は全国で39番目の魅力的な町でありました。今年度はちょっと下がりました、68位と2012年はなっております。ですが、すごく興味深いランキングを見つけました。日本農業新聞に出ていましたが、地元の食材が豊富、そして食事がおいしいと思うランキング。地元の食材が豊富だと思うランキング、本年度はベスト10には入っておりませんでした。ところが、11年度は6位。食事がおいしいと思う市町村ランキング、本年度は第8位、そして11年度は7位です。それだけではありません。食品購入意欲度ランキングというのがあります。これは、ここのものなら買いたいなというランキングだそうです。これが何と第5位です。つまり、農業委員会の伊藤会長がおられますが、これは米沢牛の力がすごくあると思います、私。米沢牛というブランドと、あと米沢というこのネーミングによって、非常に全国の人は米沢のものを買ってくれる。そうなった場合に販路の拡大は、これからまだまだしていかなければならないと思います。

米織のほうに対しては販路拡大の支援はありました。私、余り記憶ないんですが、農業のほう、例えば農業の作物を販路拡大していきたいという場合についての補助等はございますでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 農林課所管のほうで「米沢市未来を拓く農業支援事業」というものを22年度から実施しております。この中身につきましては、農産畜産物の加工、販売、新商品開発、販売促進、販路拡大のためのPR、新たな栽培方法の実証、新規作物の導入等々、新規就農者も含めてですが、そういったところに補助がなされておりますので、一度御相談をいただければと思います。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 販路の流通形態の拡大

というのは大切なんです、そのほかにも、私  
がこのように米織を着たとしても、一番宣伝に  
なるのは口コミだと思います。その口コミをす  
るといのは、ここの地元、米沢の人に多くの  
ことを知ってもらいたい。先ほど山口部長のほ  
うから、特集を組んでいただけると、私はそう  
いうふうにとったのですが、もし組むのであれ  
ば、どのような形とか、何ページの特集、もし  
くは広報の裏にとか、そういう考えがありまし  
たら、お教えてください。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員御承知のように、昨  
年の8月に「未来を紡ぐ米沢織」と題して特集  
記事をさせていただきました。それから、毎月、  
15日号の裏表紙に「ここに技あり」という格好  
で、ものづくりを紹介しております。これ両方  
ともに市民の皆さんから大変好評をいただい  
ております。今回、こうした記事を取り上げるに  
当たりましては、JAさんや商工会議所さんの  
広報誌もあるわけでありましたが、そうした専門  
的なものとはまた別の角度から、市民の皆さん  
に広く関心を持っていただくものにしていかな  
いといけないと広報の場合は思っておりますの  
で、複数ページで構成する特集記事のほうが望  
ましいのではないかと考えております。ただ、  
掲載時期、スタイルについては、まだ今この  
段階で明確にできませんので、今後具体的に検  
討させていただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番(相田光照議員) よろしくお願ひします。  
ものづくりのみに限らず、例えば行政の中でも  
若く輝いている人、サービス業でも光を放って  
いる人、さまざまな分野があると思ひます。そ  
のさまざまな分野の人たちに光を当てていただ  
きたいということを要望しておきたいと思ひま  
す。

では最後に、小川部長、本当に長い間お疲れさ  
までした。3月で退職ということで、私はさま

ざまな産業の質問をしている中で、どうしても  
やはり、これから人材を育成しながら米沢を背  
負って立つ人を育て、そして雇用をつくってい  
きたいと思ひています。その一助にもなれば議  
員として非常にうれしく思ひているところです。  
最後、部長に、これから行政として、若者に対  
する人材育成の支援策やこれから米沢市の産業  
展望についてお聞きして、終わりたいと思ひま  
す。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 展望とか大それたことは言え  
ませんが、私は米沢が大好きであります。四季  
のいろいろがはっきりしておりますし、それぞ  
れに味わいがあります。それから温泉がありま  
す。おいしい食べ物もたくさんあります。そし  
て、何よりも文化の薫りと歴史が育んできた伝  
統のあるたたずまいがあります。このようにす  
ばらしい米沢のよさをもっともっと若い人たち  
に知ってほしいと私は思ひております。今まで  
私たちは外向けばかりに情報を発信してまいり  
ましたけれども、あわせて働く若い皆さんにも、  
もっともっと米沢の町のよさを知ってほしいと  
考えております。そうすることで若い力が自分  
の町を見直して、活気あふれる町につながって  
いくものと思ひております。私ども行政も、若  
い人たちが町を元気にしようとする姿にはバッ  
クアップを惜しまないと思ひておりますし、そ  
う信じております。拙い思ひでありますけれど  
も、活気あるまちづくりにぜひ皆さんのお力  
をおかりしたいと思ひます。

○佐藤 兵議長 以上で19番相田光照議員の一般質  
問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時02分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、雇用の確保と産業振興について、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。

雇用の確保と産業振興について質問いたします。

現在、雇用不安が広がっています。失業したり高校や大学を卒業しても就職できなかったり、正規社員を希望しても非正規社員にしか入れなかったりする現状があります。

雇用はまた人口問題にかかわっています。米沢市の人口は1960年、昭和35年の9万6,991人が最高です。近年では1995年、平成7年の9万5,592人が最も多く、その後は減少傾向をたどり、2000年、平成12年の9万5,396人から2010年、平成22年8万9,401人へと10年間で約6,000人減少しています。人口減少は地域社会の活力を低下させ、地域社会を衰退させていきます。

米沢市としてもこのことに危機感を持ち、人口減少を抑制し、定住化を促進することを目的に、昨年、「米沢市人口定住促進ビジョン」を策定しました。人口減少の大きな要因は少子化であり、雇用の減少です。私は、簡単ではないと思いますが、雇用の安定を図るとともに人口の減少にも歯どめをかけたいと考え、雇用の確保と産業の振興を質問に取り上げました。

企業の人員整理が製造業を中心に行われてきています。企業再編、海外移転、作業の合理化、利益確保などのためであり、現在も電気、情報産業の大企業が約13万人の大規模リストラを実施しています。中小企業の場合は大企業の海外移転の影響や不景気による営業不振からの人員削減であり、倒産、廃業による雇用の減少です。

雇用が失われる一方で、企業活動の活性化、新産業の創出、企業誘致などにより雇用を生み出

す努力が企業みずから、そして自治体によって行われています。私は、雇用の確保を考えるときに、雇用が失われていることと雇用の創出という両面に目を向けて対策を考える必要があるのではないかと思います、5点について質問いたします。

米沢市内企業の人員整理の状況を把握しておられるでしょうか。また、それに対してどのような対応をしておられるでしょうか。企業により数十人から100数十人という差はありますが、合わせると200人から300人の解雇や希望退職による離職がここ数年続いています。そこには誘致企業も含まれています。企業がそこで活動しているということは、従業員とその家族の生活への責任とともに、環境、地域の取引企業、地域経済とのかかわりを持つようになっているということです。企業は地域社会に大きな影響力を持つことから、株主への責任とともに社会的責任があると言われるようになってきました。端的に言えば、企業は利潤追求、企業都合による行動だけでは済まされないということです。米沢市は企業の社会的責任を踏まえ、人員削減の内容、企業の経営状況をよくつかみ、企業に雇用確保の申し入れをするなどすべきと思いますが、どうでしょうか。

また、1カ月以内に30人以上の労働者の離職がある場合、企業はハローワークに再就職援助計画を提出することになっています。それが計画どおり実施されているかどうか、ハローワークとともに追跡調査をする必要があるのではないのでしょうか。雇用を守る活動の一環と考え、取り組んでいただきたいと思いますが、

地域産業支援センターは、新規操業や新分野進出を図ろうとする商工業者支援を中心にしていますが、営業の伸び悩みや営業不振など、さまざまな悩みを抱えている事業者にまで幅を広げて相談に応じ支援する機関にできないのでしょうか。相談によって活路が開け、廃業、倒産が予

想される企業なら、それを事前に食いとめることも可能になるかもしれません。米沢市は消費生活相談を実施しています。相談によって多くの市民が救われています。企業も相談窓口があることによって企業が存続し、雇用が守られることになると思います。

米沢市小規模修繕契約希望者登録制度は、入札資格を持たない小規模事業者が公共事業を受注する機会となっています。今年度から発注限度額を30万円から50万円に引き上げましたが、発注件数は拡大したでしょうか。県内でも限度額を130万円以下や100万円未満に設定している自治体があります。米沢市も限度額をさらに拡大し、小規模事業者の仕事確保に努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

有機EL事業へは、これまで県や市が投資を行ってきており、最近では国からの支援も行われるようになっていきます。有機EL製品の開発、商品化が始まり、市民に希望を与えていることは確かですが、有機ELは世界的な競争の中にある最先端の技術であることから、実りあるものになるかどうか常に見きわめが必要です。また、県や市の投資は地元での産業化、雇用創出のためであることから、目的につながっているのか検証しながら支援していくことも必要です。

そこで、これまで有機EL事業に県や市がどれだけ投資を行い、事業化、雇用創出の現状はどうなっているのか、今後の見通しをどう見ているのかをお伺いいたします。

中小企業振興条例は、地域経済の主体は中小企業であるとして、その振興を図ろうとするものであり、各地で制定されてきています。昨年12月には山形県議会でも議員発議による中小企業振興条例が可決され、成立しています。雇用不安があり、地域経済の今後が危ぶまれる今だからこそ、米沢市内の中小企業全体を視野に入れ、振興を図るための施策を実施する中小企業振興条例が必要になってきているのではないでしょ

うか。中小企業振興条例の制定についてお聞きいたします。

以上、質問いたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、有機EL事業への投資効果についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、有機EL関連事業へのこれまでの投資額については、昨日、高橋嘉門議員の御質問にもお答えしましたので重複いたしますが、御了承お願いいたします。

本市においては、これまで有機エレクトロニクス関連技術の産業化支援として有機エレクトロニクス事業化推進センターへの運営支援や有機エレクトロニクスイノベーションセンターへの用地無償貸与のほか、有機EL照明の普及拡大のための補助金制度創設などを行ってきており、金額としては約2億8,000万円を投入しております。

その効果であります。近年では有機EL照明が博物館など多方面で採用され、実用化に向けて着実に事業が進んできております。また、4月にオープン予定の有機エレクトロニクスイノベーションセンターでは、世界中から多くの研究者が集まって研究開発を行うこととなっており、本市が有機エレクトロニクスの開発拠点となっていることを世界中に知らせることになるものと考えております。このことが初期投資に対する大きな効果であると考えております。

一方、有機ELに関連する企業として、世界で初めて量産型の白色有機EL照明パネルを製造した企業が米沢市内にあり、従業員は55人という状況であります。今後有機EL照明パネルを利用した製品づくりを行う企業が増加してくることで、関連産業が活性化してくるものと考

えております。これらのことによって雇用創出というのが次第に出てくるものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、雇用の確保と産業の振興についてのうち、企業の人員整理の状況を把握し、どう対応しているか、地域産業支援センター事業について、そして中小企業振興条例を制定してはどうかについてお答えをいたします。

まず、現在の厳しい経済状況のもとで企業の経営環境も厳しさを増しており、やむなく希望退職者の募集や解雇などで雇用調整を行わざるを得ない企業も見受けられるところであります。申し上げるまでもなく、企業の事業活動が景気変動や産業構造の変化等の影響を受けることは避けられない面はありますが、人員削減がやむを得ない場合であっても、その実施に際しては、法令遵守はもちろん、事前の労働者への説明をしっかりと行うことが大切であると認識しております。

本市では、会社発表や報道などによるもののほか、一番は企業からの直接聞き取りを行っている状況でございます。また、内職相談や求職者からの問い合わせによるコミュニケーションを通して、企業の人員整理の状況についての情報を得る努力をしているところでございます。また、さらに、県やハローワークなど、雇用対策、就労支援窓口を持つ機関との連携を常日ごろから密に行うことで、実態把握に努めている現状でございます。

次に、企業の社会的責任として人員削減が地域経済に及ぼす影響に対してどのような対策をとるのか確認しているかとの御質問でございますが、大量の人員削減を行うことは企業活動の低下や労働者の生活不安を招き、景気回復の妨げや労

使間の信頼関係を損ねるといった影響が予想されます。また、人員削減が希望退職によらず解雇となれば、労働者の生活に大きな打撃を及ぼすこととなります。これに対して、企業では離職者のために再就職支援会社へ委託を行い、再就職支援対策を行っております。このことについては、ハローワークからの再就職援助計画受理の状況を聞くことで確認している状況であります。

次に、30人以上のリストラでの再就職援助計画のハローワークへの提出は遵守されているかとの御質問でございますが、これは雇用対策法の規定に基づき作成が義務づけられており、ハローワークの指導もあって、遵守されているものと考えております。なお、平成24年度における現在までの再就職援助計画は、30人以上が4件、30人未満が3件で、合計7件、いずれも製造業で、離職者数は348人であります。

次に、地域産業支援センター事業を拡大し、営業不振な企業への経営相談、新分野開拓支援などできないかとの御質問でございますが、米沢オフィス・アルカディアに設置されている米沢商工会議所地域産業支援センターは、新規操業や新分野への進出を図ろうとする事業所、個人を支援することを目的に、平成15年4月1日に米沢商工会議所によって建設、開設されたものであります。当センターは、小規模事業者向けの13坪程度のレンタルルームが12室、SOHOワーカー向けに2坪ほどのスモールオフィスが14ブースありまして、賃料を払って入居いただける施設であります。ひいては、ここから大きく羽ばたき、オフィス・アルカディアへ立地してほしいという思いの施設であります。

議員がお話しの内容につきましては、既に本体であります商工会議所中小企業相談所におきまして、御希望に応じて経営指導員や専門指導員による各種相談、情報提供を行っております。ぜひ御活用いただきたいと思っております。

次に、中小企業振興条例を制定できないかとの御質問であります。

まず、本市の事業所の多くを占める中小企業は、本市の産業、経済を支える原動力であり、地域経済の発展、雇用の確保に大きく貢献していただいております。県でも新しい条例をつくったところではありますが、こうした新しい理念型条例と思われるところではありますが、今後はこうした新しい理念の条例制定の動きが全国で活発化されてくるものと思っております。

経済のグローバル化、少子高齢化など産業を取り巻く環境が大きく変化する中において、市、中小企業、市民、それぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で本市産業の基盤となる中小企業を支え、その振興を目的とする条例制定は、地域経済の発展に大変意義深いものと思っておりますので、今後ともさまざまな方の御意見をお聞きし、議会の皆様とも議論させていただきながら、効果の期待できる条例はどういったものかというところを研究させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、米沢市小規模修繕契約希望者登録制度の発注限度額を上げられないかについてお答えいたします。

対象となります小規模修繕の範囲につきましては、その内容が軽易かつ履行の確保が容易であり、契約予定金額は50万円を限度として運用しているところでございます。現在の登録者数は57者となっております。限度額につきましては、議員御指摘のとおり、昨年4月1日から30万円を50万円に引き上げているところでございます。

そこで、まず30万円から50万円に限度額を引き上げたことにより発注件数と契約金額の状況がどうなっているのかについてであります。平成23年度の実績と平成24年度は、25年の1月末

現在となりますが、申し上げますと、平成23年度の実績は、契約件数で88件、契約金額が643万円でありました。平成24年度につきましては、契約件数が87件、契約金額766万円となっております。この中で30万円以上の契約件数は1件でありました。この結果、現時点では契約件数が1件少ないものの契約金額では123万円の増加となっているところですが、小規模修繕契約の限度額を引き上げた効果があらわれているとまでは言えない状況となっております。

次に、県内の状況を見ると、限度額を100万円あるいは130万円としている市があるので本市も限度額を引き上げてはどうかという御質問でございます。これにつきましては、県内12市の小規模修繕契約希望者登録制度の導入状況ですが、限度額を1市で130万円、それから2市で100万円としているようでございます。これにつきましては、契約対象を小規模修繕のほか小規模工事を対象としていることから、法令に基づき随意契約によることができる130万円以下に設定されているものと考えております。このほか、この制度を導入している市のほとんどでは小規模修繕のみを対象としておりまして、契約金額も50万円を限度としているものとなっております。

限度額を引き上げますと、新たに必要な書類や契約書の作成が必要となり、仕様書、約款などに基づく新たな事務手続が発生することになります。50万円以下とすることで契約書の作成を省略することができ、登録業者の負担が軽減されることから、現段階においては限度額を引き上げることは考えていないところでございます。

なお、本制度への登録申請に関することや関係各課における小規模修繕契約への取り組みにつきましては、今後とも公式ホームページに掲載するなどPRに努めるとともに、関係各課に対しては本制度の活用促進を要請してまいります。どうか御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 米沢市の雇用を見ますと、初めにも申し上げましたけれども、雇用創出で大変努力をされていますし、企業誘致にも力を入れていらっしゃるんですけども、その一方で、大規模に雇用が失われているという現状があるわけです。今年度についても、お答えいただきましたけれども、348人の方がリストラに遭っているという現状なわけです。この方々が全て失業されるという方ではないわけですが、多くの方が失業されているという現状がある。やっぱりここにも目を向けていかなければ、どんどんと雇用の人口が減っていくことになってしまうのではないのでしょうか。ですので、雇用の実態ということについては把握されている、いろいろな情報が得られるようになっていくということでした。それは当然と言えば当然なんですけれども、本当に企業の経営不振とかそういうことだけでの離職なのかどうかということまできちんと把握されて、あるいは企業の経営内容、そこまで把握されて企業に対して雇用の確保というようなことを申し入れていく必要があるのではないかと思うところです。そういうことをぜひ行動していただきたいと思うんです。

初めに申し上げました企業の社会的責任、これは本当に大事なことです。企業は株主だけへの責任ということで今非常に利潤追求ということでのリストラが大企業を中心に行われていますけれども、企業がそこで活動しているということは、地域社会に非常な影響力を持っているし、責任ある立場であるわけですので、地方自治体は雇用を守ってもらいたいということに対する権限というものはないわけですが、企業の社会的責任ということを経営者にきちんと伝えていくということは自治体としてできることであり、またすべきことであると思いますの

で、この点はぜひやっていただきたいと思えますし、これは市長に率先して、トップセールスだけではなくて、雇用を守るという点でもやっていただきたいと思えますけれども、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 企業誘致、東京方面に行く際に、単に新たな企業誘致先だけではなくて、地元で立地している企業の本社にもお回りして、雇用の確保のお願い等を定期的にやっている、そういうこともいたしております。当然それだけで守れるものではありませんが、まず第一段階として、そういうことに心がけながらお回りいたしております。

○佐藤 兵議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

企業の人員整理とともに、企業が倒産したり廃業してしまうということについても防止していくことが、今雇用の確保という点では大事なのではないかということだと思います。それで、中小企業振興条例なんですけど、この点でも考えていかなければいけないのではないかと思います。中小企業といえば、中身は商工観光ということになるわけです。それで、行政の組織としては商工観光課ということで一つにまとまっていますし、毎年、商工観光のあらしというところでまとめてもいただいているわけなんですけれども、計画はと見ますと、工業振興計画であり観光振興計画ということで、それぞれ別々になっているところです。これについて、進行管理などがきちとなされているのかどうかなんですけれども、今企業活動の中で大事になってきているのは、地域資源を活用しての事業化とか商品化ということだと思います。そうした場合に、事業者間の連携とか協力ということが大事なのではないかと思えます。

また、中小企業を取り巻く環境というのは、ま

すます厳しさを増すばかりではないかと思えます。きのうからも話が出ていますけれども、中小企業金融円滑化法、これが3月末で打ち切りになる。金融機関については、貸し渋り、貸し剥がしはしないようにという要請がなされたとしても、金融機関による選別ということが行われて倒産がふえるということが推測されているところです。また、来年の4月から消費税が上がるということで、価格に転嫁できない、上乗せできないという中小企業は、そこで淘汰されてしまうというようなことも起きてくるのではないかと思えます。

そうした中小企業を取り巻く環境の厳しさということを考えてときに、上り坂の企業だけではなくて、小規模事業者から中小企業全体を含めての振興を図るという観点が今こそ重要になってきているのではないかと思えます。決してこれをつくらないということではなくて、効果的な条例はどういうものかということで研究をされていくという前向きな答弁ではありましたが、ただ単に時間をかけていけばいいということではなくて、早目の対策をとっていく必要があるのではないかと思えます。

相談機関として地域産業支援センターということを申し上げましたが、それが一番いいのかどうかは私としては今の時点ではそれしか考えがつかなかったということなんですけれども、中小企業振興条例などを考えていけば相談窓口ということもいい考えが出てくるのではないかと思っていて、これは早急に取り組んでいただきたいと思っているところなんです。再度御答弁をいただきたいと思えます。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 中小企業振興条例につきましては、数年前に渋間議員からもその制定について問われたことがございました。その時点の流れといたしましては、今ある商業ですとか工業ですとか観光ですとかの補助金やさまざまな事

業をそこに網羅していくといったような補助金を網羅したような条例が主流でございまして、そのときにはただ単に文章化して条例化しているということで、例えば経済環境の変化によって施策を転換せざるを得ないといった場合に機動性が非常に悪いというふうな判断をして、その後研究をさせていただくということでまいった経過がございまして。現在では若干流れも変わってきておりますので、先ほど申し上げたように、研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤 兵議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

午後 2時32分 休 憩

~~~~~

午後 2時45分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、不幸を量産するパチンコ・パチスロへの規制と課税を、18番渋間佳寿美議員。

〔18番渋間佳寿美議員登壇〕（拍手）

○18番（渋間佳寿美議員） 一新会の渋間佳寿美です。

最近、米沢、日本を取り巻く環境は外的要因によって危険が多いと感じております。きのうまでの代表質問にもありましたように、PM2.5と呼ばれる中国からの汚染物質が米沢を含め、特に西日本に飛んできて、市民、国民に健康被害が懸念されております。また、我々の生命と財産を守っていただいている自衛隊に対し、中国の軍が火器レーダー照射をし、一触即発、有事にさえなる事態を招いております。加えて、北朝鮮、国際社会の声を無視して、ミサイル実験、

さらには核開発まで行い、暴挙に出ました。ミサイルは北朝鮮からアメリカに飛ばすときには東北地方上空を通過するそうです。他人事ではありません。もとより、北朝鮮という国は他国の国民を拉致するような人権じゅうりんとも言えることを平気で平然と行う国であり、危険きわまりない状況が最近の米沢、日本であると感じております。

その北朝鮮の非道ぶりを可能ならしめている原因の一部が、実は日本にあるとすれば、我々の責任でもあると言えます。何も北朝鮮に貢献していないというのが当たり前の反応です。しかし、事はそう単純ではありません。日本人が、米沢市民が、知らず知らずのうちに北朝鮮の暴挙に協力しているのであります。それを明らかにします。

実は、日本のパチンコ・パチスロ店の利益が北朝鮮に渡っております。これはうわさで知っている程度のものではないのです。事実、平成5年当時の武藤外務大臣が「パチンコのお金が北朝鮮に数千億円送られている」と答弁しているほか、最近ではアメリカの高級紙ワシントンポストが「日本でのパチンコの売り上げから毎年600億円以上の金額が北朝鮮に送られ、軍事費に使われている」と報道されているとおりです。単なるうわさではなく、現実です。

パチンコに関するうわさは多々ありますが、ほとんどがデータもあり、うわさにとどまっていないことをまず申し上げておきます。そして、これから話すパチンコの害悪について、知らず知らずには済まされず、質問を通じて知り得た以上、我々は真摯に反省し、反省に基づいて行動しなければなりません。行政に至ってはなおさら、市民の不幸を量産しないために動かなければならないのは言うまでもありません。

よくパチンコを娯楽と言う人がいます。しかし、娯楽の範疇を超え、パチンコは、ギャンブル依存症、勤労意欲の低下、育児放棄、多重債務、

家庭崩壊、離婚、家出・行方不明、果ては犯罪や自殺まで影響を及ぼしております。これらパチンコによって不幸を生み出すのは、個人の問題というだけでは片づけられません。

パチンコは脳科学者も開発に携わり、特許まで取って、大音量音楽、まぶしい光の点滅、回転スロット、大当たり欲求など複数の要素を巧みに使って人間の脳に働きかけ、パチンコにはまる状況をつくり出しております。さらには、遠隔操作なども行い、一定程度の人間をパチンコ依存症にしているのであります。

そして、ギャンブル依存症になった人は、自分のみならず家族や周囲にさまざまな不幸をもたらしております。夏になるとパチンコに夢中になり、パチンコ店の駐車場で車内に乳児を放置して熱中症で死亡させたというニュースは毎年、毎年、同じことが繰り返される不幸であり、皆さん、御存じのことと思います。

これらの報道は、ごく、ごく一部であり、問題は根深いものがあります。ギャンブルもいろいろあり、パチンコだけではないかと思われるかもしれませんが、しかし、パチンコは先ほど述べた開発手法によってつくられたギャンブル依存症と言ってもよく、ギャンブル依存症で苦しむ人やその家族の相談、カウンセリングを行っているJAGO、ジャパン・アンチ・ギャンブル・オーガニゼーションによれば、ギャンブル依存症の原因の92%はパチンコであると指摘しております。ギャンブル依存症イコールパチンコ中毒と考えても差しさわりありません。

パチンコ店の数の多さも依存症に拍車をかけております。海外のギャンブル場は、ある意味、隔離された場所や地域にあるのが常識です。しかし、日本はそれとは違い、どこに行ってもパチンコ店があり、米沢でもスーパー前や国道沿いなど、あちこちに目立ちます。日本全国にパチンコ店が1万5,000店あるようで、日常空間に、いつでも、誰でも、どこでもギャンブルができ

る環境にあるのは、異常です。

このような悪い環境のせいで、厚生労働省の平成21年の調査研究によれば、ギャンブル依存症になっているのは日本の成人男性の9.6%、女性の1.4%、日本全体で5.5%です。アメリカの0.6%、世界最大のカジノがあるマカオの1.78%を大幅に上回っております。日本はギャンブル地獄であり、日本のギャンブル依存症はパチンコによってつくられたものであることは今まで述べた各種数値やデータからも明らかです。

そこで、お伺いいたします。パチンコに対して本市はどう認識しているのでしょうか、お答えください。

もう少しデータを挙げます。比較例として申し上げますと、日本の自動車産業の市場は40兆円超となっております。自動車は人々の快適性や利便性、さらに流通や仕事にも役立つ日本の代表的産業です。一方、日本のギャンブル産業市場は30兆円、そのうちパチンコは21兆円であり、ここからもギャンブルにおけるパチンコの割合が大きいことがわかります。その上、パチンコは何を生むのか考えてみる必要があります。パチンコは何も生まない虚業であります。何も生まないどころか、多重債務、家庭崩壊、自殺など、不幸しか生み出しません。

さらに比較すれば、アメリカのギャンブル市場は8兆円ですから、日本のギャンブル市場からパチンコを除いた規模が同等になり、パチンコを除けば、アメリカと同様に日本のギャンブル依存症が低い割合になるものと容易に推察されます。

ここまで来ると、パチンコを廃絶するしかありません。しかし、これには法改正が必要で、国の仕事であります。そこで、実際にパチンコを廃絶した国があります。平成20年に韓国はパチンコを違法とし、日本とほぼ同数の1万5,000店あったパチンコ店がなくなりました。さらに、台湾も違法化し、パチンコを全廃したのであり

ます。韓国や台湾では自国民のパチンコ中毒により社会の混乱、富の奪取を招きました。自国民の劣化を防ぐため、パチンコを違法化したのであります。これは見習わなければなりません。

国に対して働きかけなければならぬと思うとともに、地方でできることは地方で一定の歯どめをかけなければなりません。米沢においてもパチンコ店があちこちにあり、目がちかちかするほどの色合いの外壁やネオン、おびただしい数ののぼり旗など、著しく米沢の景観を乱しております。子供たちにもギャンブル場であるパチンコ店が普通に、いやが上でも目につく状況です。

米沢の多重債務の原因にパチンコによるものと明確にあることも踏まえ、地方においてもパチンコを規制すべきであります。実際に地方においてパチンコを規制している自治体があります。市全体を文教地区としてとらえ、パチンコ出店がゼロなのが国立市。芦屋市では、生活環境保全のため建築物に細かく厳しく規制がなされ、実質的にパチンコ店の出店ができず、パチンコ廃絶都市となっております。また、具体的にパチンコ店の出店を認めないと条文に記し、出店を禁止している大阪の狭山市、岬町、奈良県田原本町の条例もあります。

そこで、米沢市は、パチンコの新規出店に対し、条例制定など何らかの規制をすべきと申し上げますが、市としてどう考えるのでしょうか。

また、既存店に関しても何らかの対策が必要です。もとより、パチンコ業界は脱税の多い業種であり、地方でできることとして法定外税をかけるべきです。具体的には、パチンコ店の床面積比例課税やパチンコ台1台につき課税する方法などが考えられます。市として既存パチンコ店に法定外税を導入すべきと提言しますが、いかがでしょうか、お答えください。

米沢市が真の文教都市、歴史景観都市として機能するように、またパチンコによる多重債務や

家庭崩壊、自殺などといった不幸の量産に陥る市民を出さないために、さらに知らず知らずにテロ支援国家の支援者になって、みずからの国民を恐怖や不安にさせないために、市民本位に考えた答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは、市としてパチンコをどう認識しているかと新規出店を認めない条例をつくるべきではないかについてお答えいたします。

御質問はパチンコは多重債務や自殺、家庭崩壊を引き起こす一要因となっているという観点から、消費生活相談を担当する立場でお答えさせていただきます。

まず、パチンコに対する認識について申し上げますと、パチスロを含めたいわゆるパチンコ遊技施設は、庶民の身近な娯楽施設として都市や地方を問わず国内各地にくまなく存在しておりますが、一方では多くの社会的問題を抱え、その中にはギャンブル依存症や多重債務者をつくり出す一因となっていることは、本市としても認識しているところであります。

まず、本市でのパチンコによる多重債務の状況を本市消費生活センターで受けたここ2カ年度分の金融関連の相談の件数を申し上げます。平成23年度については、総相談件数622件のうち消費者金融などの借金に関する相談が221件、そのうちパチンコ・パチスロが要因と判断できる多重債務の相談は2件でありました。また、平成24年度分については、ことし1月31日現在の集計ですが、相談総件数549件のうち消費者金融などの借金に関する相談が162件、そのうちパチンコが要因とわかる多重債務の相談は5件であります。このように、把握できる件数は、数値を見る限りでは低いものの、ほかの多重債務に関する相談の中にギャンブル依存症が要因

の一つになっているものもあると思われ、その実態はつかみ切れていないのが現状であります。

しかし、このような相談があった場合は、本市消費生活センターでは債務整理の方法や過払い金返還の方法などをお話しし、場合によっては弁護士に紹介するなどをしております。さらには、ギャンブル依存症で心のケアが必要な方には専門機関を紹介しているところであります。

一方、パチンコを節度を持って健全に楽しんでおられる方も多いと思います。そのよしあしの判断は慎重に行わなければならないと考えております。消費者行政という観点からは、多重債務問題に直面しておられる方を消費生活センター相談窓口につなぎ、問題解決を図らなければなりませんし、困ったときには相談できる窓口があるということなどを積極的に啓発する活動も重要と考えております。

次に、新規出店を認めない条例をつくるべきではないかという御質問についてですが、全国のほかの自治体で独自に制定している条例を調べてみますと、都市計画やまちづくりの観点から規制している例が多いようであります。パチンコ、遊技場等の建築規制は、都市計画法や建築基準法、また風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法に基づき規制されているところであり、パチンコは社会的問題、一部のギャンブル性はあると言われるものの、新たに新規出店の上乘せ規制をつくることは考えていないところであります。

消費者行政という観点からは、各消費生活センターとの連携や相談窓口の充実を図りながら、多重債務者を出さないように、さらに啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、不幸を量産するパチンコ・パチスロへの規制と課税についてお

答えいたします。

現在の税制においてパチンコ店などに法人市民税、固定資産税及び都市計画税以外の税を課すには、地方税法に規定される法定外普通税または法定外目的税を新設する必要があります。法定外目的税とする場合には、例えば景観保全、福祉環境の整備、青少年の健全育成、市道の整備等に充てることが想定できると考えられます。

しかし、パチンコ店などに対する法定外普通税の導入につきましては、税の意識や世論の動向を踏まえつつ、国や県レベルでの広域的な視点から考慮した上で検討がなされるべきものと考えております。市といたしましては、こうした動向に関心を持ってまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 壇上からは、市民本位に立った答弁を期待すると申し上げましたが、期待外れの答弁でした。想定内ではありましたが、安部市政全般に言えることは、進取の精神を取り込んだ行政運営というのは非常にその能力というものに欠ける部分が多いと見えます。さらに、根深い問題、根本的な根幹にかかわる問題に関しても、安部市政全般に言えるんですが、非常に弱い。解決する方法というのは、何を聞いても全部対症療法的。非常に弱い。その能力というものを疑問視しているところがあります。余り期待していないんですけれども、ただ何かしら市民本位になってほしい、気持ちを持っていただきたい。

それで、一方で平成25年の市政運営方針、市長、この間言いました。そこに、最後のほうに、「寄らば大樹」という言葉がある、みずから大樹になるような気概を持つような人が多くなればよいというような話でありました。行政が寄らば大樹になれば一番いいんです。私、議員6年になりますけれども、ずっとこういった根幹

的な問題、人の命にかかわるような根幹的な問題とか、新しいことをしようというときは、いつもそうです。「県の動向を見ながら」とか。寄らば大樹になっていないんです、みずからが。市民が寄らば大樹の人になってください、そういう気概を持つような人間がふえればいいと人に求めるだけで、本来ならば率先垂範、行政トップが、私が寄らば大樹になる、新しいことを始める、いろいろ雑音があるかもしれないが、やってみる、そういう姿勢が必要なんじゃないですか。だから、市政運営方針、美辞麗句、きれいごとを並べても、何ら心に響かない。やっていることと言っていることが違う。いかがですか、寄らば大樹。ほかの自治体の例もあることは知っています。ならば東北初、山形県初という形で条例制定あるいは課税、あってもいいと思うんです。できない。口先だけ、寄らば大樹、気概を持つなんていうのは。

私の前の白根澤議員の質問にもありました。中小企業振興条例、これ私が議員になって初めて質問した内容で、そのときも「動向見ながら」と。そして、ようやく県がやり始めて、昨年県が振興条例をつくって、それでようやく動き出す。水資源問題、森林条例をつくるべきだと申し上げても、県の条例があるからいいと。県という寄らば大樹に寄り添っているんじゃないですか。市政運営方針と全く違うことをやっているんです。口先だけ。そうじゃないですか。教えてください。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 この条例の新設というのは、私どものところだけではなくて、全庁的に考えていきたいと考えます。私の立場としましては、とにかく消費生活センターのほうを充実させて、PRしまして、そういったことを市民の方にわかっていただく、そういったことに力を注いでいきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 市としてのパチンコに対する認識、非常に甘いです。甘い。答弁にもありましたように、多重債務者、相談件数のうち数は少ないという話だが、間違いなく、いることは確かなんです。そして、多重債務ですから、多重債務、パチンコはかかっているんです。実態はつかみ切れないとおっしゃったけれども、そのとおりだと思います。もっといるはずですよ。そして、一方で節度を持って楽しむ人がいるということを行いました。そういう感覚がいかんのです。節度を持って楽しむ人の中にも一定程度の割合が必ずギャンブル依存症になる。そのようにプログラミングされているんですから。だから、認識が甘いんです。娯楽と言いましたね。娯楽で人が死ぬんですか。借金苦で困るんですか、娯楽で。娯楽の範疇を超えています。そういう人が実際にいるんです。自殺者、多重債務者、苦しんでいる人、家庭崩壊、いるんです。育児放棄、いるんです。

私のインターネット上でのサイト等々を通じて、こういうことを質問しますと言ったら、メール等々、いろいろ来りました。私の両親はパチンコ中毒です、幼いときに、多重債務になっていないけれども、一種の家庭崩壊、預けられて、パチンコをしていた、育児放棄のような気持ちになったと、そういうメールが来りました。そういう現実があるんです。娯楽の範疇ですか。それでも娯楽だというのは、どういう根拠から言うわけですか。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 娯楽という表現をさせていただきましたが、このパチンコは確かにそういう多重債務、高額に金額をつぎ込まなければならないような機種に今なっているようですよ。ただ、自分の生活費の中で、小遣いの中で楽しんでおられる方は確かに私はおられると思いますので、そういった意味で娯楽という形で表現させていただきました。

○佐藤 兵議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 堂々めぐりになるので、やめます。節度を持っての中にも、必ず入ってくる人が出てしまうんです。だから娯楽の範囲でなくなる。

そして、冒頭申し上げたように、節度をもって遊んでいると言うけれども、北朝鮮というテロ支援国家に支援しているようなものです。その辺、きちんとやらなければだめです。

それと、全部が全部、米沢市政は根本的なものを解決しようとしなさい。多重債務者が出たら、今度は消費生活センターでやる、窓口をふやすとか。多重債務者が出てからの話なんです。あるいは自殺者が出てから。根本を直さなければだめでしょうという話をしているんです。悪臭問題だってそうでしょう。何回ももともとから悪臭を出さないようにしましよと、市でわかっているじゃないですか。

少なくともパチンコする人が減るような方策、きちんと「テロ支援国家の支援者になっていませんか」ぐらいの啓発、やっていただきたいものです。いかがですか。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 消費生活センターの研修等の中で、その実態をまず正確に把握させていただいて、それでもって周知に力を入れていきたいと考えております。

○佐藤 兵議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 時間がないので、いろいろあったのですが、最後、申し上げます。パチンコというのは、どちらかというと、低所得者がはまりやすいものですので、さらに、さらに悪い状況にならないように、ぜひ市として注視をしながら行政運営していただきたいということを申し上げて、終わります。

○佐藤 兵議長 以上で18番渋間佳寿美議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休 憩

午後 3時16分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、有害鳥獣対策事業について、13番工藤正雄議員。

〔13番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○13番（工藤正雄議員） 一新会の工藤正雄です。

きょうは12人の議員がぶっ通しで一般質問をされております。ようやく私が最後から2番目となりました。お疲れでしょうが、しばらくの間おつき合いをお願いいたします。

私の質問は、山際の中山間部地域で問題になっている有害鳥獣対策事業についてであります。

今まで私は有害鳥獣等事業に関して一般質問を平成21年6月の定例会から行ってきました。対象鳥獣のニホンザルについては、その都度、当局から被害の現況や被害の防止対策、駆除頭数などをお聞きしてきました。本市は3年ごとの計画で米沢市鳥獣被害防止計画を作成しており、ことしは変更年度で、24年度から26年度までの計画が更新され、新たな対策が加わりました。これが契機となり、猿による被害が減少方向に傾くように期待いたします。

この計画を実施するために、平成25年度当初予算主要施策説明書に有害鳥獣対策事業について、事業の予算額、事業目的、主な事業実施内容の取り組みについて提示されています。事業方針が拡充され、平成25年度予算が1,279万円になります。平成23年度予算の379万円と比較すると約3.4倍です。これは、これからお聞きする3点の主な事業実施内容を執行するのに必要な経費の積み上げと思います。これまで実施されてこられた対策の拡充と、それに伴う予算額で当該年度

はどのような事業方針で取り組まれるのか、当局の考えをお聞きします。

次に、（1）の事業推進体制についてですが、当局は有害鳥獣対策への嘱託職員配置及び鳥獣被害対策実施隊の拡充並びに各地区連絡協議会の連携を上げています。このことは、組織体制を構築していくものが目的だと思います。従来から活動を実施されてきた各地区連絡協議会や今年度に結成された鳥獣被害対策実施隊、また新たに嘱託職員の配置の設けが予定されています。この組織体制により活動が進められ、事業推進に臨まれるものと思います。3つの組織が横のつながりを充実させ、円滑な運営ができるまでには、さまざまな課題があると思います。当局は、どのような支援方法で事業推進体制をひとり立ちさせるのか、考えをお聞きします。

次に、（2）の有害鳥獣の個体数調整対策については、猿の群れ全群への電波発信機の装着、猟友会との連携強化、研修体制の強化を当局は上げています。この項目では、（1）で上げたそれぞれの組織が対策に効率よく取り組むための活動方法が述べられています。猿群が生息する行動経路を知るのに電波発信機の装着は有効なものと思います。現在装着している猿の群れが数群いると聞いていますが、当局は電波発信機による生息行動を把握しているのか、あわせて効率のよい対策とすれば猿の群れ全部に電波発信機を取りつけるのに何機が必要なのか、お聞きします。

個人的な話になりますが、私は猟友会に30年間加入していました。狩猟登録をした当初は、実猟シーズン以外に春の田植えが終えたころと秋の刈り入れのころにカモの駆除を行い、水稻の収穫に協力をしました。時代の流れとともに有害鳥獣駆除のターゲットは変化していますが、猟友会は有害鳥獣駆除対策に深くかかわってきました。今般の有害鳥獣対策を猿と考えれば、猿の行動範囲に合わせ被害地域住民の対策への

取り組みが求められ、協力と連携が重要になると思います。有害鳥獣対策事業に必要な不可欠な猟友会の協力と被害防止対策の地域住民の協力をどのように融合させていくのか、当局の考えをお聞きします。

最後に、(3)の有害鳥獣の被害防除対策についてお聞きします。この中で、積極的で効果がある被害防除策は、数年前から本市でも始めたモンキードッグの追い上げ、追い払いの方法だと思います。昨年9月定例会で私が質問したモンキードッグの件に対し市長は、モンキードッグの追い上げ、パトロールにより猿の出没が激減した報告や平成24年度についても検証を兼ねた取り組みを行っているところであるなど、それに長期化する猿害に対する取り組みについては米沢市鳥獣被害防止計画に策定し、モンキードッグと訓練士についても計画に位置づけ実施し、今後も充実を図っていく考えでおられる答弁をされました。これから被害防除対策の主要因となるモンキードッグと訓練士いわゆるドッグハンドラーの拡充をどのような体制で取り組まれるのか、当局の考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

[小川正昭産業部長登壇]

○小川正昭産業部長 有害鳥獣対策事業についてお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣による農作物の被害の現状ですが、地区のコミュニティセンターなどを通じて実施している被害状況調査では、スズメ、カラス、ヒヨドリなどの鳥類、熊、カモシカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシンなどのけだもの類による被害の報告がありますが、いずれも被害面積及び被害金額はわずかとなっており、主な被害は猿によるものが大半を占めている現状にあります。

猿による被害については、平成5年ごろから被害の報告が寄せられるようになり、平成9年度

から音声による防除システムの導入や威嚇用電動ガンに対する助成を始め、その後、電気柵の設置に対する助成、猟友会に委託しての捕獲による個体数調整、花火による追い払い、電波発信機による生息状況調査や専門家による被害防止技術の研修会などのほか、被害未然防止のための接近警戒システムの設置、野生動物が住む山と人が住む里の境界を分けるバッファゾーン(緩衝帯)の設置、さらには一昨年度からモンキードッグの導入など、一部地域での試験的な新技術の導入などを進めており、それらの効果もあって、被害額はここ数年減少または横ばいの傾向にあるものの、これまで被害がなかった広幡地区でも被害が発生しており、被害地域は山側の全域に拡大している状況にあります。

このような状況を踏まえ、本市では国からの支援事業なども活用しながら、平成24年度、25年度において被害対策や先進事例などの検証と組織体制の整備を図りながら、中・長期的な計画を策定した上で、平成26年度以降、被害低減に向けた抜本的な対策を実施していきたいと考えております。

このため、初年度となる平成24年度については、電気柵設置への補助や花火の配布などの対策を継続する一方、各地域などに設置された被害対策協議会と猟友会などの関係機関、専門家、行政で構成する米沢市有害鳥獣被害対策連絡協議会を設立し、情報共有を図りながら被害対策の検証や今後の進め方についての検討を始めたほか、米沢市鳥獣被害対策実施隊を設置し、モンキードッグによるパトロールと追い払いの拡充や生息調査の実施、被害地域での全戸調査実施による実態に即した被害状況の把握などを進めているところであります。

2年目となる平成25年度については、それぞれの対策項目について予算を増額することにより組織体制のさらなる充実と連携を強化し、鳥獣被害対策実施隊活動や猿の生息、出没調査活動

等の充実と、さまざまな被害対策の検証をより効果的に進めることができるものと考えております。

次に、事業推進体制についてであります。各種被害対策の検証、中・長期計画の策定や平成26年度以降の本格的な被害対策の実施に当たっては、事業に専従できる人材と体制が必要不可欠であることから、市の嘱託職員を1名配置し、主にパトロールや追い払い、被害状況、生息調査、住民への被害対策の相談・アドバイス、計画策定業務などに当たる計画であります。猟友会の役員と1名増員予定のモンキー犬ハンドラーを米沢市鳥獣被害対策実施隊に新たに任命し、現在の3名体制から10名体制に拡充を図ります。これにより捕獲体制を充実させ、全群への発信機の取り付けやモンキー犬と猟友会が連携した追い払い活動の実施、生息調査の精度向上を目指してまいります。

各地区ごとの対策協議会については、この春設立予定の広幡地区も含め8地区になりますが、設立年度や活動内容もそれぞれではあります。独自に人と猿とのすみ分けのためのバッファゾーンの下刈りや柿どの放任果樹の伐採、そして住民参加の研修など積極的な自主活動を行っている協議会もあり、今後は米沢市有害鳥獣被害対策連絡協議会を中心に各地区協議会との連携を図り、情報の共有や地域ぐるみによる被害防止活動の実施に向けた組織体制の整備や具体的な方策についての支援を行うことにより、各地区協議会の活動の充実を図ってまいります。

次に、有害鳥獣の個体数調整対策についてであります。これまでの経験や他地域での対策、研究などから、無差別な捕殺は群れの分裂などを誘発し、被害を拡大させる可能性が高く、ほかの群れとのバランスをとりながら、適切な管理のもとで計画的に捕殺することが重要であることがわかってきています。このため、猿の群れの動きを正確に調査し、適切な捕殺を行うこ

とや被害をもたらす猿を的確に把握し、迅速に追い払いを実施するため、十数群いると推定される猿の群れ全てに発信機の装着を行います。現在、発信機により生息行動が把握できるのは3群、3頭であり、鳥獣被害対策実施隊により生息域の調査を行っております。全群に取りつけるには、全体で11群と想定した場合、最低でもあと8機は必要であります。1群当たり複数頭への装着についても検討していきたいと考えております。

また、全群への発信機の取り付けやモンキー犬と猟友会の連携による追い払いを実施するためには、猟友会との連携強化が必要不可欠であることから、鳥獣被害防止特別措置法の改正によって猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事した場合、銃刀法に基づく技能講習が免除されるという新たな制度の活用を推進するなど、会員の負担軽減も図りながら協力体制の構築に努めたいと考えております。

さらに、捕殺方法の変更や地域ぐるみの被害対策の実施に向けては、関係者や地域住民の理解と協力が重要であることから、専門家を招いた市全体での研修会や地域単位での研修会、勉強会を実施し、地域住民を初めとする関係の理解醸成に努めてまいります。

次に、有害鳥獣の被害防除対策についてであります。まずモンキー犬を使用した追い払いやパトロールの取り組みを平成25年度においても拡充しながら検証を継続していきたいと考えております。モンキー犬については、平成22年度に万世梓山の万世福祉の里周辺を対象に試験的に実施しました。平成23年度は山上地区に拡充、さらに平成24年度は南原地区への拡充と被害地域全域での発信機を利用したパトロールを実施しましたが、追い払いを行った地域での調査や住民の方のお話では、猿の出没や被害が減少していると感じている住民の方が多く、本年度実施している全戸調査では、特に山上地

区の75%の方が効果があったという結果も出ており、モンキードッグによる追い払いの効果は上がっているものと考えております。

しかし、発信機がついていない群れがあることや調査データが不足していることなどから、追い払った猿の群れがどこに移動しているのか、ほかの地域で被害が発生していないか、どの程度持続効果があるのかなどの検証がまだ不十分であることや、現在のモンキードッグハンドラー1名とモンキードッグ1頭での体制では活動できる範囲が限られていること、複数の犬とハンドラーが協力して実施したほうが効果的ではないかと推察されることなどから、平成25年度については2名2頭体制に拡充し、さまざまな課題や問題点の検証を試みるとともに、継続的な実施に向けたハンドラーとモンキードッグの後継者育成なども視野に入れた取り組みをしていきたいと考えております。

また、平成25年度においては、国の支援事業や市単独の予算措置によりこのような取り組みを推進しながら、中・長期計画を策定し、26年度以降、被害低減に向けた抜本的な対策を実施していきたいと考えておりますが、被害防止対策の効果を高めていくためには関係機関と地域住民が一体となった取り組みを継続して実施していくことが重要であり、関係者の理解を得るための調整や啓発に力を傾注していきたいと考えております。

有害鳥獣対策の実施に当たっては、被害低減効果の検証とあわせ常に費用対効果の検討も行いながら、住民の皆様の理解をいただき、事業を推進していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 工藤正雄議員。

○13番（工藤正雄議員） どうもありがとうございます。

24年、25年、26年とこの3年間の被害防止計画が作成され、今が一番大事なとき、正念場では

ないかと思っております。今お話をお聞きしますと、本市の被害を受けているのが平成5年ごろから、そしてデータをもらっています平成9年ごろからのことが載っていますが、今までやってきたことがなかなか効果があらわれないということで、やり方も、猿のことですけれども、人里に出てくれば猟友会のほうに対応していただくという感じで、猟友会がそこで個体数、捕獲しても、それが分派になったり分散したりと、なかなか効果が上がってこない。毎年、捕獲個体数が変わりなく上がってくるということで、そういう方法ではなく、新たに追い上げ、追い払いの方法を行ったほうがいいのではないかと、いう方法に変わってきたわけです。そんなことで、24年、25年、26年の計画に、その方法に移っていくという感じだと思います。

そういう組織体制をするに、さまざま実施隊と今まであった地区の対策協議会、そのつながりが大切になってくるわけですが、そんなところで、将来どういう方向に進むかとなれば、追い上げ、追い払い、里前に出てきた猿を調整するのではなく、出てきた猿を追い上げる方向にやるという場合には、多くの手がかかる、組織が必要であるということでもあります。

そういうときに、予算も年々、23年から比較しますと新年度の25年度は3.4倍になっているということで、ただ従来どおりの対策でなく新たな対策に移るとして、予算もしっかり無駄なく有効に使っていくということで、今が非常に重要なときではないかと思っております。

そんなことで、モンキードッグを使う方法でやるには、モンキードッグの調教、あと訓練士、ドッグハンドラーの育成も大変重要になってくるわけですが、そんな中で、米沢市、今回の1,270何万円のこの予算の中で、国のほうも、地方の鳥獣被害だけでなく国全体がそういう被害に遭っているということで、国のほうでも交付金というか対策が練られております。平成25年

度予算の概要としまして鳥獣被害防止総合対策交付金として95億円の新年度予算が見られているわけですが、そんな中で、鳥獣被害対策実施隊が設置になっているところの実施隊の活動強化と効率的・効果的な対策をするための支援ということで予算が載っているわけですが、どういふところに使えるかという、発信機を活用した生息調査、鳥獣の捕獲、追い払い、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援と、さまざま交付金の対象の事業内容が載っているわけですが、これでいきますと補助率が2分の1で、実施隊の活動強化のための取り組みの地区には定額200万円という交付金があるわけですが、このような国の交付金を利用しながら、25年度の施策も上がってきているわけですが、どうでしょうか、この交付金というのは、部長、知っておられましたか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 ありがとうございます。今議員お述べの鳥獣被害防止総合対策交付金であります、95億円であります、本市で加入している南奥羽鳥獣被害防止広域対策協議会というのがございます、そこが国からこの交付金をいただいているということで、その交付金を協議会を通じて米沢市にもいただいているというお話ですので、活用させていただいているところです。

○佐藤 兵議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) その南奥羽の国からの交付金、それとはまた別の交付金ではないかと私思うんですけども、これを利用すれば、発信機の増設、発信機を取りつけば受信機も必要である、受信機も広範囲に、GPSなどを使って確実に把握する、効果的にやるということで、そのような機材にも使えるのではないかと考えております。あと、モンキードッグの育成、ドッグハンドラーの育成ということにも使えるのではないかと考えておりますが、南奥羽と、

私がいただいたこの資料なんですけれども、国の交付金、これは同じものなのでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 確認してまいりましたところ、同じ内容の補助金のようにございます。今年度も、その交付金を協議会を通じて本市も活用させていただくということで予定をさせていただいております。

○佐藤 兵議長 工藤正雄議員。

○13番(工藤正雄議員) では、国のその交付金を十分利用しながら有害鳥獣被害対策をやっているということで、あと先ほども述べましたが、これから今までと違う方向に転換するわけですから、1,270数万円のこの予算の使い方、無駄にならないような使い方をしていただいで、方向づけもきちっと出して、そっちの方向にやっていただきたいと思っております。

細かいところいろいろありましたが、時間がありませんのでお聞きできませんでした。そういう感じで私の要望を述べ、私の質問といたします。以上です。

○佐藤 兵議長 以上で13番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時45分 休 憩

午後 3時46分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長すること

に決まりました。

次に進みます。

一つ、就労支援の取り組みについて、3番小久保広信議員。

〔3番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○3番（小久保広信議員） 3月定例会も私で最後になりました。19人の議員の方が質問に立ち、いろいろな話があったわけですが、15分で終了しろという話もありますが、最後まできちっと務めていきたいと思えます。私、24回目の一般質問になるんですが、初めて一番最後ということで、大トリを務めさせていただきます。

それでは、私のほうから就労支援の取り組みについて質問させていただきます。

卒業の時期になり、ことしの新卒者の就職状況も少しはよくなっていると言われてはいますが、まだまだ厳しい状況にあります。

初めに、若年者の就労支援についてお伺いいたします。

総務省統計局の2011年平均男女計の労働力調査によると、若年層の完全失業率は15から24歳で8.2%、25から34歳でも5.7%と、全世代平均の4.5%を大きく上回っています。また、非正規雇用1,733万人のうち15から34歳の在学中の者を除く若者は400万人を占めています。2003年の217万人をピークにその後減少傾向にあったフリーターも、2009年には再び増加に転じ、2010年には183万人となっています。

国、県においてさまざまな施策が行われています。しかし、本市の施策の現状は、ニート対策がありますが、内職紹介しか見当たりません。NPO法人が国の指定を受けた地域若者サポートステーションや山形若者就労支援センターの紹介のホームページが出ている程度です。新卒者の就職率が100%でない限り、何らかの支援が必要です。そのためには、1つは働く場をつくる、2つ目として働く力をつける、3つ目として働く場と結ぶ、最後に働き続けられるといっ

た4分野で同時に対策を行うことが重要です。

1番目の雇用の場の確保ですが、国や県、本市においても雇用確保の取り組みが行われておりますし、重複いたしますので、割愛いたします。

米沢市として、2つ目の働く力をつけることについては、どのようになっているのでしょうか。キャリア教育、職業教育、労働法教育を推進し、教育の場から労働の場への円滑な接続を実現するため、次の施策を推進すべきです。1つは、キャリア教育、職業教育です。確かな基礎学力に裏づけられた汎用的能力を高めるとともに、職場と社会の実態を知る学習により主体的な学びに向けた動機づけを行うべきです。また、そのために必要な学校、地域、企業、労働組合などの連携が図られた社会的教育基盤の整備を図るべきと考えます。さらに、小学校、中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、小学校、中学校段階から職場体験学習の時間充実させるべきだと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

2つ目として、労働法の教育です。全ての教育課程で、「働くことの意義」「働く者の権利、義務（ディーセントワーク、ワークルール）」「ワーク・ライフ・バランス」などを理解するための学校教育の充実を図り、各教育段階でのカリキュラム化が重要だと思います。既に高校生や大学生に働く上で必要な労働法の基礎知識を教える取り組みが広がっています。国も2012年度にまとめた若者雇用戦略で労働法の基礎知識の普及促進を打ち出し、対策に乗り出しています。厚労省のホームページに「知って役立つ労働法」が掲載されています。大阪新卒応援ハローワークでは、2011年度から毎月行っている就活セミナーに労働法講座を新設しています。労働法を学ぶことは、働きやすい会社かどうかを見きわめる目を養うことにもなると言われています。本市としても労働法の教育に取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目の働く場と結ぶ取り組みはどうでしょうか。ハローワークや県だけではなく、本市としての就職説明会の開催であるとか市内中小企業の情報発信の支援、トライアル雇用への助成、職業訓練に対する独自の助成制度、就労支援のネットワークづくりなど、さまざまな施策があると思います。本市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

最後に、働き続ける点は、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。このために地方自治体は労働者の権利に関する理解を促進するための、労働者、経営者に対して労働者の基本的な権利、義務の周知と啓発を行うべきと考えますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

次に、早期離職者対策についてお伺いいたします。

厚生労働省調査によると、新規学卒就職者の3年以内の離職率は2008年で、中学卒64.7%、高校卒37.6%、大学卒30.0%となっており、就職することができても早期離職に至る、かつて「七五三」と言われていた減少が続いています。また、転職者が初めて就職した会社を離職した理由は、「労働時間、休日、休暇の条件がよくなかった」が中卒で22.2%、高卒で20.9%、大卒で27.5%に上っているとのデータが厚生労働省「平成21年若年者雇用実態調査結果の概況」で出されています。独立行政法人労働政策研究・研修機構の2007年度の「若年者の離職理由と職場定着に関する調査」によると、入社後3年以内に退職した理由のトップ3は、1位が「仕事上のストレスが大きい」29.7%、2位は「労働時間が長い」24.4%、3位は「職場の人間関係がづらい」22.2%となっています。3年以上勤めた社員と比較すると、採用条件と職場の実態が違った、労働時間が長い、経営者や経営理念に合わない、職場の人間関係がづらい、仕事がおもしろくない、仕事上のストレスが大きいなどの割合が高くなっています。

早期退職しても次の職につくことができればいいのですが、現状では何度も就職と離職を繰り返す人や、なかなか次の職につけず、就職自体を諦めてしまう例も見られます。この早期離職者の対策が必要だと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

3点目として、中高年の就労支援策についてお伺いいたします。

本市では、雇用の安定対策事業として、技能功労者の選定及び表彰、米沢市高等技能専門校への補助、置賜地区雇用対策協議会への参加、内職の就業相談があります。中高年の雇用対策については、平成21年の3月定例会でも質問いたしました。中高年の雇用の状況は当時と変わらず厳しい状況にあります。その際、資格取得資金の貸付制度の創設などの提案を行いました。本市の就労支援策としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

最後に、孤立無業者対策についてお伺いいたします。

2月18日の山形新聞の1面に「無職で孤立162万人」の見出しが出ていました。孤立無業者とは、20歳から59歳の働き盛りで未婚、無職の男女のうち社会との接点がない人をいいます。そのような人たちが、2011年時点で162万人に上るとの調査結果が出されています。2006年当時の112万人と比べて4割強ふえています。職探し中の孤立無業者は半数にとどまっており、事態改善に向けた動きが鈍い状況にあります。

調査を行った東京大学社会化学研究所玄田教授によれば、「孤立に陥ると職探しへの意欲が失われがちで、今は家族が支えていても、将来、経済的に厳しい状況に陥る」と指摘しています。さらに、生活保護費などの社会保障費の増加を抑えるためにも、訪問支援などの対策が急務だと訴えています。

15歳から34歳までのニートだけでなく、35歳以上の人の実態の把握と訪問やカウンセリングな

どの就労支援が必要です。本市の実態把握と支援についてどのように考えておられるのか伺いし、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

私からは若者の就労支援についてお答えします。その他は部長よりお答えします。

初めに、若者の就労支援について、キャリア教育、職業教育を推進し、学校や企業等の連携による社会的教育基盤の整備を図るべきとのことですが、本市ではハローワークや置賜管内の行政機関、商工団体、地域の企業と連携して、置賜地区雇用対策協議会を設置しております。協議会では毎年、若年労働者の就労支援事業として職業観の醸成を図るべく、就職面談会を高校や短大、大学、さらには管内の多数の企業の参加協力を得て開催しております。学生に就職前のなるべく早い時期から職業観を養い、職場と会社の実態を学んでもらい、就職への動機づけを促すものです。今後も関係者との協議を進め、若者の就労支援の内容充実を図ってまいります。

次に、若者と働く場とを結ぶ取り組みといたしまして、就職面談会のほか、関係機関が連携して高校2年生を対象とした就職実現セミナーを開催し、仕事に対する考え方や就職活動に向かっの心構えなどについて直接企業の担当者から説明を受ける機会をつくっております。さらに、24年度から新たに山形大学工学部との共催で合同企業説明会を開催し、学生の就職活動を支援しております。また、市内中小企業の情報発信の支援として「技あり米沢」のホームページの開設などで学生向けの就職に役立つ情報提供を行っております。

次に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた本市の取り組みについてお答えします。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、

仕事や家庭での役割などに関して理解を深めていただくとともに、企業においても従業員が健康で生きがいを持って働ける環境を整備していく必要があります。こうしたことから、本市といたしましては、教育委員会と連携して、働くことの意義や自己実現を図ることの大切さなどを子供たちに学んでもらうキャリア教育や職業教育に取り組んでおります。

また、男女共同参画や仕事と家庭の両立、いわゆるイクメンといった情報に関して広報などで周知を図ってきておりますが、新年度は出前教室の実施により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う予定です。

これからもさまざまな機会を捉えて市民や企業に対し積極的に啓発活動を展開していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、若者の就労支援についての中の学校教育におけるものづくり教育や職場体験学習の充実、それから労働法の学習についてお答えをいたします。

初めに、学校教育におけるものづくり教育や職場体験学習の充実についてです。本市教育委員会といたしましても、ものづくりや職場体験学習は重要であると考え、教科指導の中やキャリア教育の一環として取り組んでおります。

まず、ものづくり教育につきましては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳を中心にして、地域や勤労についての理解を深めながら、小学校では理科、図画工作科、家庭科などの時間の中で、中学校では美術科、技術・家庭科などの時間の中で、製作にも取り組んでいます。自分の手でつくり上げる喜びややり遂げたあとの充実感を大切に、次の製作の意欲にもつなげるようにしています。また、自分の生活に生かせるものをつくり、使い続けている子供や家族

へプレゼントする子供などもいます。

また、職場体験学習につきましては、現在、全中学校において「米沢チャレンジウィーク（YCW）」として、学区内の事業所を中心に、市全体の御協力をいただきながら進めております。また、小学校におけるキャリア教育につきましても、さらに教育活動全体での取り組みを工夫していきたいと考えております。

次に、労働法の学習についてですが、権利と義務といった観点で中学校社会科においては触れておりますが、特別に取り上げての学習までには至っておりません。しかしながら、小学校から学校行事や道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間などを活用して勤労体験的な学習を行い、働くことの意味や自分の役割を自分の将来の生き方につなげて考えるような学習を積み上げております。また、先ほど申し上げました米沢チャレンジウィークは、実際に働いている方々と触れ合い、働くことの意義、生きがい、家族と仕事などを体験して学ぶ、よい機会となっております。労働法の理念につきましては、このような体験活動を通して実践的に学ばせていきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 初めに、若年者の早期離職の対策についてであります。

総務省の労働力調査結果などから、若年者の早期離職に至る原因の多くは現実の仕事と入社前の期待との間にあるギャップから雇用のミスマッチとなったものが多いと分析されております。本市といたしましては、雇用のミスマッチにより多くの若年者が定職につかず、または離職を繰り返したりすることなどで能力や経験を身につけないままとなれば、若者だけでなく企業にとっても技術の高度化や技能継承といった面でマイナスであり、若年者雇用におけるミスマッ

チをいかにして解消していくかは極めて重要な課題であるものと思っております。

具体的な対策といたしましては、学校側の取り組みによるインターンシップや就職面談会などにより会社についての理解が深められるように実施されているところでありますが、今後検討を重ねまして、企業が必要としている人材像が明確に若年者に伝わるよう、就職面談会やホームページ活用を工夫してまいりたいと考えます。こうした努力を続けることでミスマッチを減らすように取り組んでまいります。

次に、中高年の就労支援についてであります。現在国では希望者を対象に65歳まで雇用継続を企業に義務づける「改正高齢者雇用安定法」の施行を4月から行うとしており、これまでよりも高齢者の安定した雇用の確保の推進が図られることになったところでありますが、一方、求職者にとっては相変わらず経済状況の低迷に伴い厳しい状況であることは間違いありません。

ハローワーク米沢管内の最新の情報によりますと、12月の製造業の求人が前年同月よりも半分も少ないこともあり、特に中高年齢層の方々にとっては再就職が難しい状況が続いております。現在本市で進めている雇用創造推進事業などを有効に活用いただき、スキルアップを図ることで就職につなげていただければと思っております。

また、以前、資格取得支援制度を御提案いただいているところでありますが、やはり離職後の教育訓練などの支援につきましては、ハローワークの制度がメニューも豊富であり充実しておりますことから、これらの制度の活用を促進することが中高齢者の再就職にも有効と考えておりますので、これまで同様に相談窓口や広報での周知、さらには関係機関との連携を図りながら、制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

[菅野智幸健康福祉部長登壇]

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、孤立無業者対策についてお答えいたします。

孤立無業者とは、議員お述べのとおり、20歳以上59歳以下の在学中を除く未婚者で、就業しておらず、ふだんずっと1人か、一緒にいたとしても家族のみの人のことで、交流する知り合いもなく、文字どおり、社会から孤立している人と言えます。行政の制度的にはまだ定義づけされておりませんが、東京大学の調査では、2011年時点で162万人との調査結果があります。

本市における孤立無業者につきましては、正確な数はわかりませんが、生活保護や高齢者、障がい者福祉などの社会福祉の現業の場で確認されることがあり、その対応につきましてはアウトリーチの活用など、現在の制度の中で御支援申し上げているところであります。

なお、厚生労働省におきましては、生活保護制度見直しを含む初の総合的な生活困窮者対策が示され、その柱となる支援策に、利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設がありますので、今後この新たな相談支援体制の構築にあわせて孤立無業者などの対策に取り組んでいけるものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番(小久保広信議員) 丁寧な答弁ありがとうございました。

時間もないので、2回目いきます。

先ほど労働法の学習の関係で、小中学校の部分が出されておりましたけれども、実際働くという段階、最低高校生あたりになるのかなと思うんですが、厚生労働省のパンフレット、これはどこで使ってもいいですと。「知って役立つ労働法、働くときの基礎知識」というのがありますが、このテキスト、御自由に御使用

いただくことができますとなっているんです。こういったものを、パンフレットをつくって高校生に配るということは考えておらないのでしょうか。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 高校生に関しましては、米沢市教育委員会は市町村ですので、こちらではちょっと難しいです。済みません。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番(小久保広信議員) 産業部のほうで、そこから辺、考えておられないのでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 大変いい御提案だと思いますので、私どもが頼りにしている雇用対策協議会などの活動を通じて、ぜひ実現に向けて頑張りたいと思います。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番(小久保広信議員) ぜひ、働く上で、労働法を知っていると非常に有利な点がありますので。調査によると、500人の離職した若者の調査で、半分の人が残業手当が出ていないのを違法だと知らなかったというデータがありますので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

続いて、厚生労働省が新年度から若者の採用と育成に積極的な若者応援企業の認定制度をスタートさせるという記事が載っておりました。これは、大企業に集中するという事で中小企業は人手不足に悩んでいる、そういった mismatches を解消していくということと、異常な長時間労働や大量採用をして大量に退職に追い込んでいく「ブラック企業」というのがあるんですが、そういったところと見分ける、安心して働ける中小企業なんだと見分ける仕組みにもなるということで、本市としても、そうしたところの中小企業の情報を積極的に発信すべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 この件についてはおっしゃる

とおりでございまして、現在米沢市では、先ほど市長の答弁にもありましたが、「技あり米沢」といって、ものづくり企業を網羅した、約150社くらいの企業を網羅した冊子を発行しております。これにつきましては、各高校等への配布、あるいはさまざまな機関に配布しておりますが、そういったところで、ホームページも開設しておりますので、適宜、情報発信をしていきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひ、米沢の中小企業、優良な企業だと思いますので、その点はさらなる情報発信をお願いしたいと思っております。

無業者対策なんですけど、求職者が就職活動をやめると失業者にはなりません。統計から外れてしまうんです。就職活動をしているから失業者ということになっていきますから、行政として、どのような理由で就職活動をやめたのか、そういった把握が必要だと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 御指摘のように、該当者の把握につきましては必要なことと思われませんが、この場合、やはり何らかの私どもへの福祉の相談のきっかけがないと、今のところ現在の業務の中ではなかなか組織的に取り組めないという実態でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、私どもの日々の業務の中で該当者を見かけた際は、確実に適切なサービスにつなげるものとして業務を行っているところであります。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 先ほど部長のほうからアウトリーチが大事なんだというお話がありました。そのとおりだと思います。相談を待っているのは孤立無業者、とりわけ引きこもっているわけですから、人と接触をしないわけですから、相談に来るとするのは余り考えられないところ

です。そういった意味で、専門知識を持った人をいかに確保して、そういった人をきちんとそういったところに充てていくということが大切です。12月にも質問しましたけれども、セルフネグレクトと老人の方、そういった方の部分でも同様だと思います。相談に来てもらうという待つ体制ではなくて、きちっとアウトリーチができる体制、組織体制というものをつくっていかないと、この問題はなかなか解決しない、進展しないと思っています。行政としては、困っているところ、日の当たらないところにきちんと手を差し伸べていくことが大切だと思いますので、その点については時間がありませんので要望としておきますけれども、きちんとしたアウトリーチができる組織体制、そういったものをきちんと求めていきたいと思っております。

私から以上です。

○佐藤 兵議長 以上で3番小久保広信議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 兵議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時15分 散 会

